

むつ市議会第216回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成25年6月17日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）23番 菊池光弘 議員

（2）15番 中村正志 議員

（3）3番 工藤孝夫 議員

（4）9番 東健而 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島		進	公営企業 管理業者	遠	藤	雪	夫
代監査委員	阿	部		昇	選挙管理 委員会	畑	中	政	勝
農委 員 業 会 長	立	花	順	一	農委 会 職 務 代 理	畑	中	重	宏
総務 部 政 策 長	伊	藤	道	郎	財 務 部 長	石	野		了
民生 部 長	松	尾	秀	一	保 健 福 祉 部	花	山	俊	春
経 済 部 長	澤	谷	松	夫	建 設 部 長	鏡	谷		晃
川 内 庁 舎 長	松	本	大	志	大 所 畑 庁 舎 長	畑	中	恒	治
協 野 舎 所 長	猪	口	和	則	会 管 総 政 理 出 納 室	鹿	内		徹
選 挙 管 理 会 長	氣	田	憲	彦	監 査 委 員 長	星		久	南

農委事務局長	山	口	勝	美	教育部長	奧	川	清次郎
員局	齊	藤	鐘	司	部務官	中	嶋	達郎
企業	高	橋		聖	部策監	柳	谷	孝志
業長道長	竹	山	清	信	部市民ソ長	杉	山	重行
務部策監	浜	田	一	之	部事産長	二本柳		茂
部策監	吉	田		正	部事長	下	山	房雄
部策監	福	島		伸	育会局策監	小	鳥	孝之
舎事設長	川	西	伸	二	務部整長	光	野	義厚
務部長	村	田		尚	務部災課幹	須	藤	勝広
務部策長	氏	家		剛	部策長	東		雄二
部長	成	田		司	部民課幹	樋	山	政之
部境課幹	二本柳			茂	部光長	金	澤	寿々子
部林課幹	佐	藤	節	雄	育会局長	松	宮	康則
部課幹	山	崎	幸	悦	務部課幹	中	村	智郎
育会局習長								

建設部
土木課
課長

柳 谷 真 吾

総務部
総務課
課長

栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長
主 幹
主 査

柳 田 論
佐 藤 孝 悦
村 口 一 也

次 長
主 任 主 査
主 事

濱 田 賢 一
小 林 睦 子
山 本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、菊池光弘議員、中村正志議員、工藤孝夫議員、東健而議員の一般質問を行います。

◎菊池光弘議員

○議長（山本留義） まず、菊池光弘議員の登壇を求めます。23番菊池光弘議員。

（23番 菊池光弘議員登壇）

○23番（菊池光弘） おはようございます。公明党、公明・政友会の菊池光弘でございます。

ことしの春は桜が満開にならず、葉桜で花見の観光客が激減、うわさでは桜が咲かなかったのは、鳥が芽を食べてしまったとか、また桜の木の手入れ不足ではないかと言われていています。市では、原因を調査されたのでしょうか。弘前市の桜は、咲

き始めは遅かったが、ちゃんと満開になりました。それは、弘前市は桜の木の手入れがしっかりしていたからと言う方もいます。いずれにしても、来年の春は桜が満開になるようしっかりとした対策をとってほしいと思います。

東日本大震災から、はや2年3カ月が過ぎました。福島、宮城、岩手の復旧復興は加速を始めています。そして、観光客もふえているとのことです。青森、そしてこのむつ市では観光客は依然としてふえているとは聞いたことがありません。もっと観光客をふやす努力をしていかなければならない、このことを踏まえて、むつ市議会第216回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。市長初め理事者の皆様の誠意ある、しかも前向きな答弁を心からお願いいたします。

今回の一般質問は、1、観光振興、2、津波対策指針案、3、漁船燃油異常高騰、以上の3点質問いたします。

質問の第1、観光振興の北の防人事業についてお伺いいたします。北の防人大湊地区都市再生整備計画事業の第1弾として、ことしの7月、みどりのさきもり館がオープンいたします。ここでは、学習活動を通して市民の交流を促進するとともに、緑豊かな憩いの場を提供する施設と伺っています。また、2015年度までに水源池公園には交流スペースを備えた観光交流センター安渡館、和室や多目的ホールが歴史の伝承や文化活動の拠点となる壺番館などが整備されていきます。水源池公園が大湊のまちのスポットとなり、観光客が集まることは間違いないと思います。しかし、まだまだ物足りないとは私は考えます。緑豊かな憩いの場を提供する施設みどりのさきもり館、交流スペースを備えた観光交流センター安渡館、歴史の伝承や文化活動の拠点となる壺番館など北の防人事業だけで終わるのではなく、この北の防人を生かしたもう一つ大湊ならではの観光スポットをつくる

べきと考えます。

それは、スキー場のリフトを利用して観光スポットをつくることです。第一リフトの上のところにトイレやちょっとした休めるスペースをつくる、そしてリフトの周りに大々的に花を植える、それだけでも観光スポットに早変わりできます。

先日日本三景の一つ、天橋立に行ってきました。天橋立を一望できる展望台では、リフトとモノレールがあり、どちらに乗っても大人850円、子供450円です。展望台までは約400メートル、リフトでは6分、モノレールでは8分、モノレールは車椅子にも対応しています。ここで私が驚いたのが、モノレールよりもリフトに乗ってくる客のほうが断然多いこと。平日だったかもしれませんが、お年寄りが多かったことにびっくりしました。お年寄りでも怖がらず堂々と1人ずつ乗っていきます。怖がってモノレールで行くという人が一人もいませんでした。

リフトのいいところは、待つことなくどんどん人を運ぶことです。当市において、スキー場のリフトを動かそうという考えはないのでしょうか。リフトが泣いています、動きたいと。リフトを動かすことによって雇用が生まれます。リフトを動かすことによってスキー場のセンターハウスが生きてきます。センターハウスが生まれ変われば、周りの商店も生きてきます。相乗効果は無限大に広がる可能性を秘めています。いつやるのか。今です。

北の防人事業では、スキー場の駐車場を使うことになっていて、そこからシャトルバスを用意すると伺っています。必然的にお客はスキー場にやってきます。それを見過ごす手はないと思います。2015年度までの北の防人事業と並行して工事を進めるべきと思いますが、市長の誠意あるご所見をお伺いいたします。

次に、プラットフォーム観光についてお伺い

いたします。このプラットフォーム観光事業の目的は、むつ市を訪れる観光客の宿泊者増加を進め、ワンストップ窓口事業を確立し、質の高いサービスときめ細かな観光案内を提供、地域の観光振興を支援する、またリピーターを確保することにより地域づくりの活動を支援すると伺っています。すばらしい観光事業です。事業の背景と進捗状況をお伺いいたします。

質問の第2、津波対策指針案についてお伺いいたします。報道によりますと、「大規模地震による津波発生時に迅速な避難が難しい地域や住民数を割り出す方法をまとめた国土交通省の市町村向けの指針案が3日、分かった。津波避難ビルや高台が近くにないところを「避難困難地域」と位置付け、新たに避難先の確保が必要な人数を把握するよう要請した。津波に備えた市町村の防災計画に反映させる。近く正式決定し配布する。津波対策を全国的に進めるため2011年12月に施行された津波防災地域づくりに関する法律によると、都道府県知事は最大クラスの津波が悪条件で発生するとの前提で浸水想定を策定。市町村はそれを基に防災計画をつくる必要がある。指針案では、市町村は被害が想定される地域について、漁村などは夜間人口を基本とし、市街地では日中働いている人の数も考慮して、避難が必要となる最大の人数を推計する。高台や、浸水域のすぐ外側の避難目標地点が近くにあるか、人数に対して避難タワー、避難ビルが十分確保されていれば避難可能地域とする。一方、高台が遠く、避難施設の収容能力が十分でないところは避難困難地域となり、逃げられない住民を収容するため、必要に応じて避難ビルやタワーの新設を進める。財政難などで新設が難しい市町村では、ホールなどの公共施設をあらかじめ避難時に使えるよう整備することも検討すべきだとした。また避難は徒歩での移動を前提にし、液状化や橋の倒壊といった事態が発生する可

能性を考えた上で経路を設定するよう要請。やむを得ず自動車避難の際の条件やルールづくりは検討を続ける」、「県内では、三沢市が今年、県の新たな津波浸水想定に基づき、津波ハザードマップを2年ぶりに改訂。町内会ごとの避難経路や一時、最終的な避難所などをマップに明示した。八戸市も「津波避難ハンドブック」を作成。また、今秋までに最大津波発生時の避難経路や目標地点などを示した市津波避難施設整備計画を策定する方針だ。市では現在、津波避難ビルとして20カ所を指定しているが、逃げ切るのが難しいとみられる地域には、避難ビルを追加する可能性もある。地域の声を計画に反映させるため、5月からは住民との意見交換も始めている」とありました。当市では、避難困難地域を掌握しているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、ハザードマップについてお伺いいたします。今回のハザードマップは、津波浸水想定に基づいての津波ハザードマップと思います。当然全世帯に配布されますが、私の知り合いの中で、「ハザードマップはありますか」と聞いて、すぐに出てくる方は減多にいません。中には、いつ配布されたかもわからない方もいます。全世帯の方々にハザードマップの大切さを訴えながら配布することができないもののでしょうか、お伺いいたします。

質問第3、漁船燃油異常高騰についてお伺いいたします。日本経済の再建へ円安と株高の動向が注目される中、円安によって燃油価格の高騰が企業経営や家計に与える影響が大きくなってきています。特に漁業は経費に占める燃料代の割合が高く、燃油高騰が経営を圧迫しています。漁師をしている私の友達も、今悲鳴を上げています。漁業用A重油の価格は1リットル当たり85円だそうです。1回の漁で500リットル使ったとすると4万2,500円かかります。これで魚がたくさんとれ

ばいいけれども、少なれば赤字になります。今は、漁も少なく、赤字の日が多いとのこと。これは、私の友達だけでなく、むつ市の漁師をしている皆さんの悩みではないでしょうか。

先日やっと国がこの燃料高騰で漁業者に緊急特別対策を決定いたしました。それは、原油価格が一定基準を超えた場合に補填する漁業経営セーフティーネット構築事業を拡充、A重油が1リットル当たり80円になると発動する現行制度に加え、2014年度までの措置としてA重油1リットル当たり95円の特別対策発動ラインを設け、これを上回った燃油代の4分の3を国が負担するとのこと。これでも漁師は納得できないと言っています。国の緊急特別対策をもとにむつ市独自の緊急特別対策はないものか、市長のご所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 菊池光弘議員のご質問にお答えいたします。

まず観光振興についてのご質問の1点目、北の防人事業についてであります。既存の釜臥山スキー場のリフトを観光に活用できないかとお尋ねであります。夏場のリフト運行を考えた場合、鉄道事業法の適用を受けるリフトでありますので、乗車面から地上までの高さ制限があることや、現在は上りの乗車に限定する構造となっていることから、下りの乗車を考えた場合は強度を含めた全体の構造を再度見直したうえで相当な改造を要することとなり、経費的な面を鑑みましても容易に活用できない状況にあります。

確かにリフト山頂部からの陸奥湾や市中心部の眺めは素晴らしいものがございますが、北の防人大湊地区都市再生整備計画事業により整備中の地区は、山林や地形的関係から直接望むことはでき

ない地点にあります。同事業により整備される地区は、水源池公園内に建設予定の展望台から望むことができますし、陸奥湾、市内の眺望は釜臥山展望台からお楽しみいただけるよう誘客、周遊のPRに努めてまいりたいと考えております。

また、同地区を洋上から眺めるというご提案につきましても、非常に斬新なアイデアだと受けとめるところでありますが、市が直営で新規遊覧船事業を立ち上げることは、現在の財政状況からは極めて困難だと言わざるを得ませんし、事業委託による実施を模索するのも容易ではありません。

同様の海上遊覧としては、横須賀港で軍港めぐりと称し、艦艇を間近に眺められる遊覧船を民間企業が運航しておりますが、本市といたしましては北洋館の見学や海上自衛隊艦艇見学を取り入れた観光プログラムを活用し、整備地区と一体となった観光施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、プラットフォーム観光についてお答えいたします。観光地域づくりプラットフォーム事業は、私が会長を務め、下北圏域5市町村と横浜町及び6民間事業者で構成する下北観光協議会が下北観光の総合窓口開設に向け調査研究を重ねている事業であります。この事業では、平成18年度から二次交通部会、宿泊食部会及び着地型旅行商品部会の3部会でワークショップを重ね、その成果として、二次交通部会では、平成21年度から下北観光ルートバス試験運行事業を開始し、着地型旅行商品部会及び宿泊食部会では、下北滞在プログラム事業として、下北地域県民局と連携しながら、平成23年2月に着地型商品プログラムをまとめた「感動半島しもきた」というパンフレットを発行したところであります。

全国の宿泊旅行の実態は、延べ宿泊者数では平成20年以来減少傾向は変わらず、平成24年も当該市場の縮小は続いておりますが、不景気感と東日

本大震災の影響で自粛ムードが高まったものの、年間の全国データでは若者を中心に回復が見られることから、影響は最小限にとどまっております。

また、旅行の形態は平成24年の調査では、個人旅行89%に対し、パック旅行11%と団体型から個人型へ変化してきております。さらには、交通機関の発達や価格競争などによって長距離と短距離圏内の旅行との2極化が進み、これらの傾向はここ数年は続くものと言われております。

当地域を訪れる旅行者の傾向は通過型で、延べ宿泊者数はここ数年横ばいの傾向が続いていることから、宿泊者を増加させる方策が望まれております。このことから、下北観光協議会では先ほど申し上げました着地型商品プログラムを造成、ブラッシュアップし、県内外の旅行会社や観光案内所などを中心にPRしておりますが、これら体験型旅行商品を販売するうえで課題となってきたのが、誰が販売するのかという点であります。また、旅行商品は旅行会社に造成してもらうのが通常の方法であります。従来型の旅行形態では旅行会社と協定した旅館が優先されるため、小規模の旅館や民宿が大半を占める当地域では十分な経済効果が得られないという課題がありました。これまでは、広報宣伝事業が主でありました下北観光協議会ですが、これらの課題を克服するために、旅行業登録と国内旅行業務取扱管理者の常駐を視野に入れ、自らが旅行商品を企画販売していく取り組みが必要と考えるものであります。

これらの状況を踏まえ、地域のワンストップ窓口化を図るため、宿泊施設、まちづくりNPO組織、住民ボランティア、文化施設、物販、飲食業者、1次産業等と連携をとりながら、下北観光協議会を質の高いサービスを提供できるワンストップ窓口機能を持った新たな組織、観光地域づくりプラットフォームへの移行を模索しているものであります。

この事業の目的は、ワンストップ窓口を確立し、質の高いサービスときめ細かな観光案内を提供することにより、下北地域を観光で訪れる宿泊者の増加と地域の観光振興を図ることであり、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、津波対策についてのご質問にお答えいたします。まず1点目の避難困難地域についてですが、報道によれば、今回の市町村向け津波対策指針案では、津波避難ビルや高台などの避難場所が近くにない地域を避難困難地域と位置づけ、新たに避難先の確保が必要な人数を把握し、市町村地域防災計画に反映させるとのことです。しかしながら、近く正式に決定されるということであり、現段階では避難困難地域の選定方法や人数を把握する手法など詳細な内容を把握しておりませんので、今後示されるであろう指針案に沿って対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目のハザードマップについてですが、去る6月12日に議決いただきました補正予算に盛り込まれております津波ハザードマップは、本年1月に県が公表した津波浸水予測図をもとに作成するもので、冊子タイプではなく、A1判の大きさでつくることとしております。配布方法につきましては、原則的には市政だよりへの折り込みにより行う予定としておりますが、町内会等に加入していないために市政だよりが配布されない世帯については、市内の公共施設等に配布用として置いておくとともに、ホームページにも掲載し、ダウンロードにより入手できるようにしてまいり予定としております。また、担当課へ連絡していただければ、郵送によりお届けすることもできるようにいたします。

なお、このハザードマップの中に活用方法の説明文を加えることで、皆様方により有効に活用していただきたいと思いますと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、3点目の漁船燃油異常高騰対策についてお答えいたします。市では、これまで漁業者への経営支援策として、漁獲共済、養殖共済の純共済掛金に対し補助金を交付することにより経営の安定を図ってきたところであります。このたびの円安による漁業用燃油の高騰に対して、基本的には国の漁業経営セーフティーネット構築事業を積極的に活用していただきたいと思いますと考えており、議員ご指摘の市による漁業者への経済支援等については、石油精製品の高騰は漁業に限らずさまざまな産業や市民生活にも関連してくることから難しい事案であると考えております。しかしながら、漁船燃油の高騰は漁業経営に直接的に影響するものであり、国では現在新聞報道にもありますように、漁業用燃油緊急特別対策の検討を始めていることから、県や県漁連との連絡を密にし、国の制度の円滑な活用により、漁業経営の安定が図られるよう情報提供に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

現在水産庁が行っている漁業経営セーフティーネット構築事業並びにこのたびの燃油高騰に対応して国が検討している緊急特別対策の内容と動きについては、担当部長より答弁いたします。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 菊池光弘議員ご質問の3点目、漁船燃油の高騰について市長答弁に補足いたします。

漁業経営セーフティーネット構築事業は、平成20年の漁業用燃油の高騰を受け、漁業経営の安定を図るために漁業関係団体と国が協議し、平成22年から始められた制度であります。この制度の仕組みでございますが、水産庁が行っている現行の漁業経営セーフティーネット構築事業は、国と漁業者が1対1の割合で負担して、一般社団法人漁業安定化推進協議会に基金として燃料購入予定数量に応じて積み立てる制度で、積み立てられた

基金は燃油価格が一定水準を超えた場合に対応するものであり、A重油では1リットル当たり80円を超えた部分を基金から補填するもので、市内では4経営体が加入していると聞いております。

また、このたびの燃油高騰に対応して国が検討している緊急特別対策の主な項目の1点目としては、特別対策発動ラインをA重油の場合で1リットル当たり95円とし、特別な対応を行うためあらかじめ積み立てる積立金の負担割合をこれまでの1リットル当たり80円を超えた部分の負担割合が一律国1、漁業者1から、1リットル当たり95円を超えた部分の負担割合を国3、漁業者1にし、これまでの制度を拡充するものであり、2点目としては、新規加入者の受け付け時期をこれまでの年度末1回に限定した年度末加入から随時受け付けとし、四半期単位の加入、四半期ごとの補償対象とし、加入促進するものであります。

3点目としては、漁業者が今を乗り越えられるよう平成25年7月から前倒し実施する、さらには燃油使用料が年50キロリットル以下の小規模漁業者の加入促進を図るため、漁業協同組合の団体加入制度の導入等についても検討しているなど、より充実した制度として国の方針がまとまるのは6月末になるというふうな情報をいただいております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 答弁ありがとうございます。

観光振興について再質問したいと思います。

スキー場にあるセンターハウスは、4月から11月までどのように使用されているのか、わかっていたら教えてもらいたいのですが。

○議長（山本留義） 市民スポーツ課長。

○民生部副理事市民スポーツ課長（杉山重行） 菊池光弘議員の質問にお答えいたします。

センターハウスの利用につきましては、基本的

に冬期間のスキー客の利用ということで使用しておりますので、夏期の使用は現在してございません。

以上でございます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） このセンターハウスを借りるには、月幾らぐらいとか決まっているのでしょうか。

○議長（山本留義） 市民スポーツ課長。

○民生部副理事市民スポーツ課長（杉山重行） お答えいたします。

センターハウスの使用料等につきましては、条例等の定めはございません。

以上でございます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 北の防人事業が完成すれば、センターハウスの下の駐車場まで利用するということになります。センターハウスもそこまで来れば、センターハウスでレストランとかできる可能性があるのですが、これはできないのでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 北の防人計画の中で今後予定されている、仮称でありますけれども、観光交流センター、この部分で軽食等ができるような体制を今のところ予定をしております。現在みどりのさきもり館ができましたけれども、その西側のほうにそういうふうな観光交流センターを建築して、そこにお土産、グッズ、少々たるものだと思いますけれども、それからレストランまではいきませんが、そしてまたオープンカフェ的なそういうふうな計画に今着手しておりますので、その場合がやはりセンターハウスよりも北の防人大湊水源池公園の中で憩いの場所と、交流する場所というふうに今現在計画をしておりますので、そちらのほうをご利用いただきたいと、この

ように思っております。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） その場所、観光交流センターですか、そこはそこで軽食、またお土産売るのはいいのです。でもセンターハウスまで駐車場を使うようにして、そこからシャトルバスを出して、下のほうに進めるというふうになっていて、そうしたら、やっぱりセンターハウスをレストラン風で、そこを使っていけば、センターハウスの周辺も生きてくると思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまの菊池光弘議員の質問にお答えいたします。

シャトルバスを走らせることを予定しているのは、確かにスキー場の駐車場の一部ではございますが、一番下の駐車場ですので、センターハウスとはかなり距離がありまして、むしろ今市長がお答えしたとおりの利用のほうが、同じシャトルバスを使うにしても利便性は高いものと理解しておりますので、そういうふうにご理解いただきたいと思っております。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） その下の駐車場はわかります。ただ、上まで来るのにそんなに時間かかりません、車だと。やはりセンターハウスを生かすことをこれからは考えていかなければならないのではないかと、そういうふうに思いますけれども、また、そのセンターハウスを生かすことでリフトも動かせる、今はお金がかかってできないかもしれませんが、リフトを動かすことを考えれば、センターハウスも生きてくるし大湊の商店街もかなり観光客が来ると思います。そのことについて、ちょっと伺いたいのですが。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） リフトの件は、今スキーの

利用客というふうなことで対応しております、先ほども壇上でお答えいたしましたように、このリフトを使いますと、乗車面、座面から、座るところから地上までの高さ制限が、そういうふうなものがございまして、そしてまた、仮にリフトを上げていくもの、下ってくるものと、こういうふうなイメージでご質問だと思いますけれども、そうしますと強度の部分、往復使いますので、非常にこの部分での構造的な部分、全体構造、再度これを調査し、そしてその強度に対しての備えをしっかりとしていかなければいけない。そういうふうなもので、非常な経費、これがかかるというふうなことでございまして、例えば座面までは、このリフトに座る位置までは冬が12メートル、夏が5メートル必要だということがありまして、構造計算等も十分これ考えていかなければいけない。例えばネットを張るというふうな手法もあろうかと思っておりますけれども、そういうふうなことはなかなか、安全面を考えるならば非常に厳しいものがあるというふうなことで、非常にいいアイデアだなと、こういうふうにも思いますが、さまざま検討、研究をさせましたけれども、そういうふうなところに至っているところでございまして。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 天橋立では、リフトと並行してモノレールが走っています。リフトを動かさないのであれば、モノレールだけでも1つつくれば、どっちがお金かかるかはわかりませんが、まだ、勉強します。ただ、モノレールをつくれば、本当に観光拠点が1つでき上がって、大湊はすごく盛り上がっていくと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） モノレールといいますと、私は天橋立に行ったことがございまして、イメージが湧かないのですけれども、どういうふうな利用をされているのかということをお伺いします。

だ把握できませんけれども。モノレールといえますと、浜松町から羽田、あのくらいのイメージしかないのです。そういうふうなことを考えますと、あれが山に上っていくというふうなイメージ、私にはちょっと理解ができない状況でございます。

この部分で、平成6年に釜臥山グレート・ネーチャーランド構想というふうなのが、むつ市商工会及び商工業活性化対策委員会観光推進部会というふうなところで、ゴンドラを動かしたらいかがかというふうなことで釜臥山グレート・ネーチャーランド構想というのがつくられました。ここでロープウエーのこの部分、架設についてということが検討されたようでございます。大湊駅周辺から、そして釜臥山展望台、現在のあの地域、地区、または中継所というふうな、たしか両建てであったのかなと、こういうふうに記憶しておりますけれども、この部分でのロープウエー、距離は架設限界約3,000メートルというふうなことになり、費用が当時で25億円から30億円を要するというふうなことでございます。そして、投下資本を回収するには、往復で2,000円として年間50万人の利用が必要と思われると、こういうふうな試算がなされております。その中で検討されたのは、道路整備とロープウエーの架設は二者択一の問題であり、双方を同時に追求するというふうなことは避けるべきであるというふうな結論らしきものが出たというふうな報告書が上がっております。この部分で現在あの観光道路ですか、そういうふうなことで観光道路というふうな形で展望台を設置し、そして夜のアゲハチョウをごらんになっていただくというふうな部分を進めているわけでございます。莫大な経費がかかり、そして年間50万人というふうな誘客、これをしていかなければいけない。コスト面でもなかなか厳しいものがあるということでございます。

釜臥山グレート・ネーチャーランド構想は、構

想そのものは昭和62年の構想だそうでございます。そして、その後平成6年3月に釜臥山開発計画書として出されたわけでございます。

以上でございます。非常に厳しいものがございます、そういう意味では。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 函館山の夜景も裏夜景というのを知っていますか。裏夜景がありまして、タクシーなどでは裏夜景に行くコースも今あるそうです。今の大湊駅から展望台までの距離はかなりありますけれども、スキー場の第一リフトの距離だったら50メートル、100メートル、そんなに何キロ口というわけでもないし、費用がそんな20億円、30億円までいかないのではないかと思います。検討してもらいたいなと思います。

次の質問で、津波対策指針案についてですが、前回私一般質問で津波安全対策について質問いたしましたが、そのときの答弁の中に、平成25年度には下北地域県民局と市町村が協議しながら津波避難計画の策定に取り組む予定である、この計画は1月下旬に示された津波浸水想定に基づき、市内全域についての避難対象地域の指定、避難困難地域の検討、避難目標地点の設定、最適な避難経路、避難場所の確保対策などを行うとありました。これも今の津波対策指針案で検討しなければならぬのですけれども、これを今の津波対策指針案ができ上がってからハザードマップをつくらなければならないのではないのでしょうか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

津波ハザードマップにつきましては、補正予算で、今定例会で議決をいただいておりますので、今年度中の策定を目指しております。

また、下北地域県民局との協議とございますか、これにつきましては、防災公共ワークショップと

いうものを開催いたしまして、住民避難対策の強化等を目指すこととしております。このワークショップの中におきまして、避難経路あるいは避難方法等が検討される予定というようなことを伺っておりますので、これらの成果につきましても、このマップに反映させていければ反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 反映させていってほしいと思います。

もう一つ、前回の一般質問の中で巨大津波の浸水予想で、関根浜から烏沢、正津川、大畑地区には甚大な被害があると見られているのです。この安全対策もしっかり協議してほしいと思います。

次に、燃油異常高騰についてですが、今やはり一番困っているのが漁師なのです。6月末に今の国の特別対策が施行されるのですが、今1リットル当たり85円と伺っていたのですが、95円から4分の3になるのですが、95円になる可能性はまだないのです。85円で検討はできないものかお伺いしたいのですが。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） ただいまのご質問にお答えいたします。

あくまでも漁業経営セーフティーネット構築事業、この部分につきましては、80円から93円分を補完すると。さらにこれ以上を超えた分につきましては、今の漁業用燃油緊急特別対策事業で実施するというふうなことで、国の制度そのものもあくまでも高騰した部分の補完する部分を今検討しているわけでありまして、93円部分につきましては、現在ある漁業経営セーフティーネット構築事業、この事業で対応することが可能な状況にありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 本当に困っている人、漁師を助けてもらいたいと思います。

次に、プラットフォーム観光についてですが、再質問はありませんけれども、素晴らしい事業であるので、下北の発展のためにより一層知恵を絞っていい方向に進めていってほしいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、菊池光弘議員の質問を終わります。

ここで、午前10時55分まで暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎中村正志議員

○議長（山本留義） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。15番中村正志議員。

（15番 中村正志議員登壇）

○15番（中村正志） 自由民主党、自民クラブの中村正志です。むつ市議会第216回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

質問の第1は、むつ市の行政改革について、定員の管理、人事、職員の採用の3点につきお尋ねをいたします。

むつ市がよくなるためには、市役所がよくならなければなりません。市役所の活性化の決め手は予算と人事にあると私は思っております。組織のモチベーションをいかにして高めるのか、それは組織としての目的意識を明確にすることにより達成できると考えます。市役所の体質改善を通じて

自然治癒力を高めていき、職員の使命感に訴えて浄化作用を発揮させる体制づくりが重要であると私は考えます。そこで、人事についてお尋ねをしてみたいです。

1点目は、むつ市定員適正化計画についてであります。むつ市では、平成17年4月に策定した前の定員適正化計画において、市町村合併後の数多くの行政課題を解消しながらも、組織の改編や指定管理者制度への移行、退職者一部不補充を行い、定員適正化に取り組んでまいりました。その後も国の方針等もあり、さらなる人件費の抑制、行政組織のスリム化のために昨年1月に新たなむつ市定員適正化計画を策定しております。そこで、これまでの定員の状況と計画策定までの経過を踏まえながら、この計画の概要とその目標、推進方法についてお尋ねをいたします。

2点目は、人事と人事評価についてであります。ある雑誌に以前次のような記事がありました。「公務員の場合、仕事を頑張ってもサボっても年功序列で昇進し、給与も上がっていくということになりがちで、これが組織の非効率化を生む」。表現が適切だとは思いませんが、うなずく市民の方も多いのではないのでしょうか。このような指摘に対して、現在国や各自治体において頑張った人を評価し、報いる仕組みの評価制度が導入されてきています。しかし、残念ながらその評価制度が適切に機能しているとは言えないものの、今後ますます主流になっていくものと思います。

そこで、むつ市においてこれまで昇進や異動などの人事はどのように行われてきたのか、また人事評価、人事考課はどのように行われてきたのかお尋ねをいたします。

3点目は、職員の採用についてであります。一般的に公務員というのは、1度試験を受けて採用されますと、よっぽどのがない限り、またご自身でもう早くやめたいと思わない限りは定年退

職まで勤めることができます。そのことが、よく公務員は職業ではなく身分だと言われるゆえんでもあります。一般の企業と比較して、途中での人材の異動性が極端に小さくなっています。言うなれば人材の確保は採用の時点だけであると言えるのではないのでしょうか。そこで、むつ市はどのような職員を必要としているのか、どのような人材が欲しいのか、職員に必要な条件は何であると考え採用しているのか、またそれらに対し現在の採用方法は的確に合致していると考えるか、あわせてお尋ねをいたします。

質問の第2は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法についてであります。この法律は、都市鉱山として家電製品内に埋没してしまっているベースメタルやレアメタルを有効活用、リサイクルするために本年4月1日に施行されました。このたびの小型家電リサイクル法は、各自治体が回収して認定事業者がリサイクルを行う、つまりは市町村が認定事業者と連携して実施するシステムなので、回収にかかるコスト負担や対応できる事業者の有無という課題があり、4月時点では全ての自治体が始めているわけではなく、準備の整った自治体から開始されています。青森県内の各市町村においても既に実施、実施予定、検討中、実施予定なしなど対応はそれぞれの自治体の事情により異なっております。

そこでお尋ねをいたします。1点目、法の概要についてであります。小型家電リサイクル法における対象品目、自治体の役割、家電リサイクル法との違い、法の施行によるメリット、デメリットなど法の概要についてお尋ねをいたします。

2点目、現時点でむつ市においては回収を実施していません。議論過程も含めて実施しない理由についてお尋ねをいたします。

質問の第3は、むつ市の成長戦略についてであ

ります。先日安倍政権は、経済政策、アベノミクスの第3の矢である成長戦略を骨太の方針とともに閣議決定いたしました。これらの政策を力強く推し進めることにより企業の業績が改善され、家計の所得や雇用に波及させ、経済を好循環させることを切に願うばかりであります。また、一方ではこのたびの成長戦略は全体として地方の視点を欠いているという指摘もございます。むつ市には、最上位計画として「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」を基本理念とした長期総合計画があります。この長期総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画という自治省モデルで構成されています。一般的に基本構想は、その表紙を取りかえると他の自治体でも通用しそうなものが多く、また基本計画は分野別の政策指針ではあるが、それらを達成するための実施計画は、その時々のおもひつきや補助金依存などから予算の倫理に振り回され、大きな隔たりがあります。これらを払拭するために、地域の課題を的確に捉えた成長戦略が必要であると私は考えます。むつ市の事情に特化した、例えば景気対策や雇用、人口減少に焦点を絞った自治体の計画、むつ市版成長戦略が必要ではないかと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

以上、壇上よりの1回目の質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、行政改革についてのご質問の1点目、むつ市定員適正化計画についてであります。計画の概要とその目標、推進方法について及びこれまでの定員の状況、策定までの経過はどうなっているかのご質問ですが、当市の定員適正化計画は、合併時、平成17年4月に作成した平成21年度までの5カ年計画により、職員数を698名から

680名まで削減する計画でありましたものの、厳しい財政状況から退職者一部不補充を実施してきたこと及び団塊世代の大量退職による大幅な職員数の減少などにより計画を大きく上回るスピードで削減が進んでまいりました。その後も国の定員管理の方針を踏まえ、なお一層の職員数削減、類似団体との比較や行政組織のスリム化に伴う機構改革などに加え、平成21年度に実施した業務量調査の結果を考慮しつつ、昨年1月に平成24年度から平成28年度までの新たな定員適正化計画を作成したところであります。本年度は、計画の2年目となりますが、本計画では県内一の行政面積を有することなど、当市が抱える特殊事情を勘案しつつも、急激な職員数の削減は行政サービスの著しい低下や職員負担の増加を招くことにつながりかねないことから、年齢構成の平準化等も考慮し、一定量の採用を行いながら、中長期視点を持って緩やかに削減を行っていくこととしております。

具体的削減数値目標等につきましては、担当から答弁いたします。

また、本計画の推進方法につきましては、効率のよい人員配置を図るための組織機構の見直し、アウトソーシングを含めた事務事業の効率化のほか、各種事業における職員への直接的負担を軽減するため、市民協働参画の推進、職員一人一人の職務能力を高めるため人材育成の充実強化、年齢構成の平準化を図るため計画的な職員採用の5項目を掲げ、本計画を推進していくこととしております。

次に、人事と人事評価についてであります。まずこれまで人事異動はどのように行われてきたのかとのことですが、毎年4月の定期人事異動に当たりましては、所属長のヒアリング等を通じて十分な協議、調整を図ることを基本とし、多くの行政分野の経験を積むことによって、広い視野で行政運営に当たることのできる職員を育成

するためのジョブローテーションの決定、職員の意識向上やモチベーションアップを図るための自己申告制度や、国・県への実務研修における庁内公募制度を実施するなど、職員自らの希望なども加味しつつ適正な人事配置に努めてまいるとともに、各職位への昇任に当たっては年功的要素を原則としつつも、組織活性化の観点から職員個々の能力に着目し、積極的な抜てきを行ってきたところであります。

また、人事評価への取り組みについてですが、国家公務員におきましては、既に国家公務員法等の一部を改正する法律により、能力、実力主義の人事管理の基礎となる人事評価制度が導入されており、地方公務員へも同様の制度を導入するため、関連法の改正が進められているところであります。

人事評価制度は、職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価する能力評価と、挙げた業績を把握したうえで行われる勤務成績を評価する業績評価により職員を評価する制度であります。当市においてはこれまで所属長やグループリーダーを対象とした研修会の実施のほか、昨年度からは庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、制度構築へ向けて研究を進めている段階であります。

職員個々の能力や実績等を把握し、適材適所の人事配置などにより効率的な行政サービスを提供するに当たって有効な制度であり、今後は導入に向けて十分に研究、協議を重ね、制度構築を図ってまいりますとともに、評価される職員、評価する職員双方の育成にも意を用いてまいりたいと考えております。

次に、職員の採用についてですが、多様化、高度化する行政ニーズに対応するために、その担い手である職員のあり方、育て方にもさまざまな変革が求められております。これまでも職員採用に当たりましては、採用制度にも工夫を凝ら

しながら、保健師、学芸員、建築や土木などの専門的な知識を有する職員の採用を初め、市民が求めているものを市民の立場からの確に判断し、実行できる優秀な人材を発掘すべく取り組んでまいったところであります。

しかしながら、現在実施している一般的な教養を問う教養試験や職場適応性検査、事務適性検査及び作文、面接試験で住民が求めるような職員となり得るような人材が確保できているのかということになりますと、やはり採用後の人材育成、職員研修が重要になってくるものと認識いたしております。

新採用職員については、職務上必要な知識、技術を習得することはもちろんのこと、資質向上のため、独自に新採用者研修を実施しているほか、県が行う初任者研修への参加、市内で催される講演会などへの参加など、これまでも積極的に対応しているところであります。今後におきましても、職務におけるスキルアップを目的とした職員研修等を通じ、新採用職員初め若手職員の人材育成にも積極的に取り組んでまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、小型家電リサイクル法につきましては、担当部長から答弁いたします。

次に、むつ市の成長戦略について、景気対策、雇用等に焦点を絞ったむつ市版成長戦略を作成すべきではないかのご質問であります。私の市長2期目の公約は、「持続可能な財政運営」、「ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍」、「市民協働・参画の社会づくり」を3本の柱としておりますが、当然ながら市が策定しております長期総合計画がその礎であり、私の公約の実現に向けた各種の施策、取り組みが長期総合計画の目指すむつ市の姿に近づくものと信じているものであり、また各年度における重点的施策、戦略等につきましては、一般施政方針の中で申し述べさせていた

だいているところであります。

むつ市長期総合計画は、地域の個性を生かした特色あるまちづくりを初め、14項目の施策項目と50項目の施策内容で構成されており、その膨大な量と文章による記述が理念的で実効性に乏しいとの印象を与えるのでありましようが、長期総合計画の基本構想と基本計画は市が行うべき事業を幅広くに網羅しているものであり、3年のローリングシステムで策定しております実施計画もまた予算という制約はあるものの、今後実施する必要性がある事業を優先順位に配慮しながら提示しているものであります。

議員ご承知のとおり、平成23年5月に公布されました地方自治法の一部を改正する法律により総合計画の策定義務が廃止されておりますが、これにより、それまでの法による体系のもと、常套的な構成や表現によって策定していた計画を各自治体の個性と独自性をちりばめた斬新かつ新しい切り口でつくることが可能となったものであります。平成19年度から平成28年度までを計画期間とする現在の長期総合計画は、昨年度、平成24年度から後半5カ年の後期基本計画を策定したところであり、今後次期計画の策定に向けた検討が必要となりますが、策定義務が廃止されたとはいえ、市の指針となるべき総合計画は引き続き必要であると認識しているところであり、現計画の検証にも重点を置きながら、市民協働参画のまちづくりの理念のもと、より具体的で実効性を感じていただける計画の策定に向け鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） むつ市定員適正化計画につきまして、市長答弁に補足説明をさせていただきます。

具体的な削減数についてであります、平成

23年4月1日時点の職員数569名を平成28年度までの5年間で28名減ずる541名とする計画となっております。しかしながら、定年退職者に加えまして、勸奨等で退職される職員もありますことから、計画を上回る削減数になっておりまして、本年度、平成25年4月1日現在では、計画の563名に対しまして550名になっており、平成28年の目標数まであと9名の削減という状況になっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） ご質問の2点目、小型家電リサイクル法についてお答えいたします。

まず、法の概要についてであります、この法律は今まで多くの自治体で資源化されずに最終処分場に埋め立てしていた使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどを回収し、再資源化することを推進するとともに、最終処分場の延命化と廃棄物の適正な処理を目的に本年4月1日より施行されたものであります。

対象品目は、電子映像機器、音響機器、電子機器、理容機器、ゲーム機などおおむね28分類に区分され、自治体の役割としては小型家電製品を分別収集し、中間処理業者や金属精錬業者に引き渡すことに努めることとなっております。

また、家電リサイクル法との違いであります、同法は家電製造メーカーが主体となって回収を行う法律となっておりますが、今回の小型家電リサイクル法は自治体の実情に合わせて回収方法や回収品目などを設定し、独自の仕組みをつくって推進することとなっております。

メリットといたしましては、都市鉱山と言われる電子機器の貴金属を回収してリサイクルできることであり、デメリットといたしましては、分別品目がふえることにより市民にとっては手間がふえ、市にとっては回収経費や運搬経費の負担がふ

えることとなります。

次に、今回法の施行に合わせて分別収集を始めた理由といたしましては、前段でも述べました回収経費の増、加えて近隣に専門の中間処理業者や製錬業者がないため運搬経費の負担が非常に大きくなることによります。なお、現在小型家電等の処理は燃えないごみや粗大ごみで回収されており、特に分別して回収することはいたしておりませんが、アックス・グリーンへ搬入後、ストーブや電子レンジなどの一部の製品については一旦保管され、中間処理業者への売却を経てリサイクルされております。

また、そのほかの小型家電、電子機器等については破碎し、炉に投入され熔融処理された後、最終的には副生成物として熔融メタルとなり、売却を経てリサイクルされております。

今後につきましては、近隣市町村との連携をとりながら、どのようにして回収運搬費用を低減できるか慎重に研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） それでは、ご答弁を受けまして、再質問をさせていただきます。

まず最初に、人事のほうについてお聞きしたいのでありますが、まずちょっと大きな意味でお聞きしたいと思います。4月だったでしょうか、あるテレビ番組を見ていましたところ、子供を対象にした将来になりたい仕事、憧れる仕事というランキングがありました。その中で、公務員は第7位でありました。ただ、これは小学生から高校生までを対象としておりましたので、年齢が高くなるほど公務員のランクは上位に行くということでありました。公務員というのは、本当にとっても人気のある仕事なのです。ちなみに、政治家は141位だそうです。随分人気のない、憧れていない仕事を市長はしているのだなと。それはいいのですが、

ただ、この人気のある憧れられる仕事である公務員さんなのですが、一方では多くの国民は公務員さんのことを余りよい印象を持っていないというデータもございます。市長、国民は公務員さんを見て、どこが問題だというふうに思われていると認識しておりますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私は政治家でございまして、この部分において、もし生まれ変わることができたら、また政治家もやってみたいし、そしてまた公務員、これもやってみたいし、そしてまた商業、これもやってみたいと、さまざまな今思いがありますけれども、なぜ公務員が、どういうふうな印象を持っているかというふうなことでございましょうけれども、さまざまな報道を通して不祥事等が伝えられている、その部分がかかなりイメージダウンにつながっているのではないかと、こういうふうに思いますけれども、しかしながら先ほど中村議員ご紹介されたように、人気のある憧れの職業であると、この部分は私も十分感じております。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 今市長もおっしゃられたように、一部の心ない方々のせいでそういうイメージがあるのかなというふうな感じを私もしておりますが、ただこの公務員を見る国民の目に少しずつ変化が出てきているのではないかなと私は感じております。

それは、2年前の東日本大震災からだと思うのでありますが、ぜひ思い出してみたいのでありますが、津波にのみ込まれるまで、マイクの前で住民に避難するよう叫び続けました職員がおられました。また、自分の命を顧みず救出活動をする自衛官、消防職員がおりました。胸まで泥につきながら行方不明者の捜索をする警察官がおられました。不眠不休で地域の復旧復興のために働く役所の職員がおりました。これらの姿を見て、

心を打たれない人はいなかったのではないかなというふうに感じております。もちろん一般の方で同様の人はたくさんいるとは思いますが、最後の最後まで、最後に頑張るのは公務員なのだなどと私は感じたわけでありまして。本当にかげがえのない存在であると感じました。市長は、どのように感じましたか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） やはりあの公務員というふうなのは、私は行政のトップとして公務員の力というふうなもの、私のこの行政を支えている職員、これ非常に能力が高くてしっかりとやってくれているものと、このように自信を持っておりますし、また誇りに思っているというふうなことでございます。やはり本当にその意味では公務員はかけがえのない存在である。さまざま今事例をご紹介したようにさまざまな立場で、1人ではできない、しかしながらそれぞれの分野で、それぞれの持ち場持ち場で懸命に頑張っている姿、こういうふうなところもしっかりとクローズアップをしていきたいなと、こういうふうに思っております。そういう意味でのかけがえのない存在と中村議員お話しのように、私もその部分については同感でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） その人気の高い、競争率の高い仕事として公務員を選ばれているのでありますが、その理由というのは、その安定性や賃金だけではないと思っております。賃金だけであれば、もっとたくさん稼げる職業はありますし、同年代で公務員の方より多く稼いでいる人も大勢おります。公務員を仕事として選ぶときの動機は、地域のために何かをしたいという公的貢献という部分が大きいと思っております。どうかそういう意味でむつ市役所が、むつ市の職員の皆さんがむつ市民にとってかけがえのない存在となるよう切に願

っております。

それでは、個別にちょっと再質問してまいりますが、まず人事と人事評価の部分でお聞きをしたいと思うのですが、人事制度の設計におきまして、評価制度はその肝になります。民間と違って、先ほどもお話にありましたけれども、公務員の人事評価は難しいということは理解できます。これまでもいろいろと試行錯誤してきていることではあります。そこで、この人事評価システムを議論するときに、必ず出てくる話として、アリの法則がありますが、市長はご存じでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） アリのというふうなところ、ちょっと詳細は存じ上げておりません。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） いろいろと数字はあるようなのですが、大体全体の3割は物すごく一生懸命人一倍働くアリ、アリなのでアリ一倍なのでしょうけれども、次の4割は与えられたことを与えられたとおりに普通に働くアリです。残りの3割は、ろくでもないアリで、全然働かないアリです。これがアリの法則なのでありますが、市長、このアリの法則は市役所職員にも当てはまるでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私、職員の仕事ぶりを見ておきますと、全て働いていると、一生懸命働いていると、私はそのように認識をしておりますので、アリの法則、これは当てはまらない、このように思っております。とにかく100%よく仕事をしております。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 当てはまるか当てはまらないか、非常に難しいところもあると思うのですが、公務員の人事評価について、この評価の中には、答弁の中にもあったかもしれませんが、絶対評価

というのと相対評価というのがございますが、公務員の評価にはどちらが適していると思われませんか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 絶対評価、相対評価と、この人事の部分で絶対評価なるもの、そしてまた相対評価なるもの、この定義がやはりちょっと難しいところがあると思います。私は、いずれにいたしましても、どの評価にいたしましても、とにかく全体の奉仕者である、公務員として、そして市民、住民のためにやりがいのある仕事を持っている。そこに矜持を持って自らさまざまな持ち場持ち場の中で仕事をしてもらうようにと。特に私が伝えているのは市民目線、この部分、そしていかに顧客満足度を高めていくのかというふうなところ、とにかくその部分においてを念頭に入れて仕事に励むようにと常々話しております。そういうふうなところで絶対評価、相対評価と、これなかなか学校でやる点数とまたちょっと違うところがあると思いますので、その部分では、いかに公務員としてのモチベーションを高めていくのか、そういうふうなところも我々の管理をするほうの立場としては非常に大きなウエートが占められてくるものと。しかしながら五百数十名、職員は一生懸命やっていると、再三お話をしますが、そういうふうな取り組みをしております。

以上です。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） これ絶対評価がいいのか、相対評価がいいのか、本当に難しい問題だと思えます。

それでは、市長、例えば今市長が喉が渴いていて、冷たいお茶が飲みたいとします。そこでまちの小さな酒屋に入り、お茶を今買おうとしております。酒屋にはたくさんの種類のお茶が置いてあります。市長はどういう行動をとられますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 心理テストを受けているような感じでございますけれども、素直にお答えをいたしたいと思えます。

喉が渴いている、これはプライベートな部分、そして公の部分、こういうふうなところを一緒くたのお尋ねかと思えますけれども、そのちっぽけな酒屋に入っていくと、そのときどんな行動をとるかというふうなことですけれども、私は酒屋に入って買う場合と、まず自動販売機で買う場合、そこにもまた一つの選択肢があると思えます。自動販売機、小銭持っているとそうしますけれども、酒屋に入ったという仮定でございますので、酒屋に入りますと、冷蔵庫のところに行って、私はメーカー名はお話しできませんけれども、お茶関係、それもペットボトルのほうのお茶を買い求めます。

そんなところでよろしいのですか。チェックできましたでしょうか。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 市長を試すような質問をいたしまして、まことに済みません。ただし、この中に私の言いたいことが隠れておりますので、お許しをいただきたいと思えます。

市長は今お茶を1本、ペットボトルのお茶を1本買うというお答えでございました。やっぱりこの選択の中に絶対評価と相対評価が隠れているのです。たくさんメーカーのお茶が並んでいます。その中でA社、B社、C社のお茶については以前飲んだことがあって、おいしいなというふうに理解している。一方、D社、E社のお茶は以前飲んでまずいと感じている。ここでは絶対評価があるわけですね。その後、ここで違うと言われると話が進まなくなるので、一応そうだと、市長しゃべってほしいのですが、次にA社、B社、C社の3社の中から1本を選んで買うわけです。そこには

今度相対評価が隠れているわけなのです。非常に難しい公務員の人事評価であるとは思いますが、私は今言ったみたいに、絶対評価と相対評価をうまく組み合わせてやるのがいいのかなというふうに感じております。1次評価といたしましては、それぞれの能力を絶対評価ではかって、2次評価以降を相対評価することにより補正していくやり方というのが公務員の人事評価としてはベターなのではないかなというふうに考えておりますが、市長、再度どうでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 最初の絶対評価の部分で、しかしそれをはかるスケールというふうなのが私は必要なのではないかと思います。先ほどはちょっとテストの話をさせていただきました。そういうふうなところの、要するに学校ですと中間テスト、期末テスト、また実力テスト、そういうふうなもろもろの一つのテストを通じて絶対評価、この部分がなされるものと、このように思います。しかしながら、相手は人でございます。この部分で果たしてテストだけでいいのかというふうな、それは就職の採用試験のときにはテスト、これがまず一つございます。そして、その後人物を評価するための面接、そして考え方等を判定するための論文等、そういうふうなものがミックスされた形での総合的な形の中での判断になるわけでございますので、それを一方的な形でなかなかテストというふうな制度がありません。また、やっているところもあるようでございますけれども、うちのほうではそういうふうな形ではありませんので、絶対評価、相対評価、この部分を相ミックスしたような形の中でのさまざまな立場への異動、こういうふうなものになるものと、このように思っております。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） それでは、人事のほうの昇進

とか異動についてちょっと聞いてみたいのですが、以前杉山前市長にも同様のことを聞いたことがあったのですが、そのときには係長クラスまでは大体ところてん方式ですと、そういうふうな言い方をしておられました。しかし、客観的な評価方法というのはどれも一長一短で、それこそ客観的なものに加え、主観的なものを加味しなければ人間を見誤ることになりかねませんというふうにお話をしておりました。ただ、衆目の一致するところといういわば多数決方式が一番正しい答えを出す可能性があるというふうなことを杉山前市長はおっしゃられていましたが、この昇任ということに関しましては、再度どのように行われているものなのでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 昇任のあり方につきましては、年齢の部分もございませぬ。そういうふうな形の中で、この部分は配慮はしておる、そういうふうな形で進めております。しかし、今前市長のお話でございませぬ何か方式というふうな、そういうふうなものではなくて、私はやはりこの部分においては、総合的な評価と申しますか、角度がさまざまあると思うのです、その視点といいますか。そういうふうなものの中で、やはりその部分を加味して、この方は、A職員は、この部分では長年この部分にずっと長くいた、だけれども、ここのところはなかなか離れられないと、そういうふうなことではなかなか行政とすればジョブローテーションの中ではやはりさまざまなことを、行政全般を理解してもらって、そういうふうなことの能力というのは必要になるわけでございますので、その場面では3年、5年、そういうふうな形の中でローテーションを考えていく必要もあろうと思います。

では、次にどこに行くのかと、こういうふうなところ、やはりその仕事の内容を見て、それぞれ

のさまざまな角度からその仕事ぶりを見て、所属長の判断で提言もありますし、我々が見たその角度からも、そういうふうなところで、ああ、この人間は、この職員はこういうふうなところが強いし、この部分ではこれまでちょっと弱いではないですけれども、そういうふうなところにかかわってこなかったと、もっともこの能力を高めるために異動し昇任というふうな形になってくるわけですので、さまざまな角度から見た形での総合的な判断によるものと、このように思います。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） それでは、次にむつ市定員適正化計画についてちょっと再質問させていただきたいと思いますが、今後も人員の削減を行っていくということでありましたが、その推進方法の一つといたしまして、積極的な民間活用を図るためアウトソーシングを検討するとありました。現時点でアウトソーシングできる事業というのは残っているものなのだろうか、ちょっと疑問に思うところもございますが、そういう事業というのはどんなものがございませうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この部分においては、さまざまな方向の中で、どの部分というふうなことでなくて、これからどんどん、どんどん減っていく、現在のところ550名ですけれども、まだまださまざまな部分で財政的な部分、また上級官庁からも指摘もございませう、はっきり申し上げまして、まだ職員がというふうなところ。ただし、その職員、私は決してその言葉だけを捉えて職員を、人数を減らしていくというふうなことではありませぬ。やはり青森県内一の行政面積を持っている、そしてまた人口密度も非常に他の市と比べて低いというふうなところ、さまざまな部分でコストもかかる。また、住民サービスも幅広く求められて

いる。一概に上級官庁から言われている、このことはこのみにできないということをお話はしておりますけれども、この部分においては決してひるむことではないと思うのです、上からのお話、さまざまな形での指摘もございませうけれども。最終的には、公平な行政サービスをいかにやっていくのかと、ここに尽きるのではないかと、このように思います。

ですから、職員はある程度減らしていきませうけれども、その減らしていく中でこのアウトソーシング、行政がやらなくてももっと効率的な形、これを進めることにどんな分野があるのかと、これからの検討を進めていきたいという趣旨のこととございませう。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 私も一概に減らせばいいというものではないというふうに思っておりますし、職員の役割を変えていくというふうな方法を取りながら進めていくのがいいのかなというふうに感じております。

それでは、職員の採用について1つお聞きしますが、壇上でも先ほどお話ししたのですが、市役所の職員というのは全体的に人材の入れかわりが極端に少ない職場でございませう。人材の流動性が少ないのであれば、やはり職場の活性化のためには人材の多様性を大きくすることが必要だというふうには私は考えませう。私の言うところの多様性とは、先ほどもちょっと触れましたけれども、いろいろなことのできる個性的な人材であります。ちょっと例が余りよくないでありますけれども、例えばコンピューターであるならば、メーカーに頼まなくても大概のものなら直せませうとか、あるいはプログラムだったら任せてくださいとか、あるいはイベントの企画だったら誰にも負けませうよといったような1人で2役以上できるというふうな、そういう人材のことです。職員が減って

いくと、そういうふうないろんなことのできる人材というのが必要になってくると思うのですが、そういう意味におきまして、現在の採用方法ではそういうことが可能でしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） それは、単に絶対評価のテストだけではなくて、その後2次試験等で面接、そして作文、この面接の部分が非常に能力を判断する大きな材料になっていると思います。そういう意味では、さまざまなことができる、1人2役、1人3役、今具体的にお話はいたしませんけれども、それぞれの行政つかさどっているこの担当課では、非常にそういうふうなことで能力の高い人たちが出てきております。それも若いからということではなくて、やはり上にいる課長クラス、部長等がさまざまなことで指導しているという効果、そういうことで、非常に市の職員が元気になってきているのではないかと。これは、手前みそな言い方になりますけれども、先ほど中村議員お話しのように、市役所が元気になればむつ市が元気になると、これは私も常々話をしておりでございまして、そういう意味では非常にユニークな能力を持ってきている、また能力開発がなされてきているものと、そういうふうには私は確信をしております。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） それでは、次にむつ市の成長戦略についてお聞きをしてみたいのですが、長期総合計画でいいます「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」、これはむつ市にとって夢なのでしょうか、それとも目標なのでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 目標でもあるし、夢でもあると、こういうふうには思います。それが具体的な形の中で文言として出されたものがこの文書でございまして。どこかの市長というのは、私が「希望

のまちむつ市」をつくろうと、そういうふうなお話をしておりますけれども、希望のまちってどんなまちなのだろうと、これは文書化されておられません。しかしながら、行政としては長期総合計画というふうな形の中で、夢、希望、それをぐっとちりばめて表現をしたものがこの形になっているものと、このように私は理解しております。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） どっちもなのであると思うのですが、夢だとするのであれば、膨大な手間暇かけてこのようなどいいますか、言葉は悪いですが、実効性の乏しい立派な冊子をつくる必要はないのではないかなというふうに感じておりますし、やはりそこは目標でなければならぬというふうには私は思っております。

目標というのは、達成するまでの距離をあらわしていると。これは、サッカー日本代表の本田選手の言葉なのでありますが、言い得て妙だなと私も感じておりますし、そうだといいなというふうにも思います。目標に達するまでの方法や手段がきちんと具体化していないと、やはり目標にはたどり着かないのだと思います。やっぱり到達するためには、手段、方法のほかにもまたスピードというのも大切だと思っております。これらがはつきりしないものですと、やはり目標には到達しないで夢のままで終わってしまうと。そのようなふうには私は感じているのでありますが、やはりそこでむつ市にとって将来にわたって成長が見込め、あるいは利益をもたらすと想定される分野に積極的、計画的、集中的に力を入れていくという方法をとっていかなくてはならないのだと思います。私が今言いたいその成長戦略というのは、そういうことなのでありますが、再度市長、お答え願えますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 成長戦略、そしてまた長期

総合計画、長期総合計画は目標でもあるし、私は夢でもあり、そしてまた目標の中でその文言にした、そして市民の皆さんにご理解、また議会のほうでもご理解をいただくためにそういうふうな形の文章になっているわけでございます。

その中で成長戦略をどういうふうな形でつくっていくのか、そしてまたそのスピードさをどうやって持たせていくのかというご趣旨だと思っておりますけれども、平成20年に、就任してから間もなく1年2年の間ですけれども、下北・むつ市経済産業会議というふうなものを構成いたしました。そして、さまざまご提言をいただきました。そういうふうなことを一つずつやはり、これが私の政策を進めるうえでの大きなバックボーンになっております。こういうふうな形で成長戦略とは名づけておりませんが、これからの下北むつ市と、これをどういうふうに考えていくのかというふうなことがちりばめられた会議でありました。その中でも実現しているものもあります。しかしながら、なかなかほど遠いものもあります。しかし、その副題としては「産業振興の芽出しを促し雇用の前進を確実に」という、非常にこれは全国自治体が抱えている大きな課題であります。だけれども、これに一步でも一センチでも近づいていくという、そういうふうな姿勢を行政が見せることによって期待をしていただく、そしてまたその中に夢を持ってもらえるのではないかと、そういうふうな形で取り組んでおります。具体化できたものもございませぬ、まだまだ及ばないものもございませぬけれども、そういうふうなことで取り組んでおります。

また、3本の矢とアベノミクスの中で伝えられておりますけれども、当市では3本の柱と私はあえてお話をしておりますけれども、財政基盤をしっかりする「持続可能な財政運営」、そしてまた「市民協働・参画の社会づくり」、そしてまたそ

の前段となるものはネクスト50へ向かってどういふふうな社会基盤をつくっていくのか、しかしながら財政というものもある。その基盤をつくっていくネクスト50に向かえば、やはり市民の皆さん方の知恵も、そしてまたお力もいただいかなければいけない。そういうふうな形での3本の柱ということをおは施政方針の中でも伝えさせていただいておりますし、そこに成長戦略の具体化、それが具体的には下北・むつ市経済産業会議の中でのあの報告書の中にちりばめられたものであろうと、このように思います。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 市長のおっしゃることは理解できます。この長期総合計画の中にも非常にいいことが書いてあるところもやっぱり多くあります。その中でも行政改革の推進のところ、その中には今市長も触れられましたスピード、コスト、成果をキーワードにすると書いてありました。まさにそれが必要なのだというふうに思います。この3つの言葉は、やはり成長戦略に通じるものだというふうに思います。そんなに難しく考えることではないと私は思っております、市長が今お話しされた部分もございませぬ、現在強力に進めております例えば「むつ市のうまいは日本一」において、一球入魂かぼちゃの生産量を5万個にします、そのために間違いなく促進用のシール5万枚は行政が用意しますといったようにでありますとか、販売先はこうこうこう開拓しますというふうな、行政が責任を持ってここまできちんと必ずやりますというふうな本気の姿勢を見せることによって、民間もその気になってついてくるのではないかなというふうに思います。その中で行政と民間の役割分担、区別をきちんとして進めていくという意味での私の言うむつ市一般の成長戦略でありますので、他の自治体の中ではもう既につくっているところもあるようでございませぬ。どう

か今後ぜひとも研究をしていただきたいというふうに思います。

それでは最後、小型家電リサイクル法についてお聞きをしたいと思います、よく自治体が何か新しい事業を始めようとするときに、他の市町村の取り組みを見きわめながらというふうに先送りをするところがあるのでありますが、このたびの回収を実施しないということは、今説明があったとおり、きちんと検討した結果だということで、決して消極的な姿勢ではないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） そのとおりでございます。決して他の自治体の部分において、秋田県のほうは製錬工場、製錬所といましようか、小坂鉱山、このところを持っていく、非常にコストが低い場面、こういうふうなことがありますので、そういうふうな立地条件の部分もありますけれども、今後近隣の市町村、これ廃棄物、事務組合のほうで取り扱っていると、こういうふうなものもありますので、近隣の市町村との連携、そしてまた他の市町村との連携、そういうふうなこともひっくるめて、回収運搬の費用、どういうふうに低減できるのかというふうなこと、この部分を非常にコストがかかるというふうなことでございますので、十分研究をして続けていきたいと、このように思います。決してこの部分は否定をしているわけではございません。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 時間ですので、最後の質問にさせていただきますが、今市長も一部触れられておったのですが、もし将来的にむつ市で回収が可能になるとすれば、具体的にはどのような条件が整ったときと考えてよろしいですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、回収経費の部分、そ

してまた専門の中間処理業者、こういうふうなところが必要になってくると。これらを1つずつチェックをし、そしてまたいかにコストを下げることができるのかというふうなことを研究していかなければいけないものと、このように思っております。

○議長（山本留義） これで、中村正志議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎工藤孝夫議員

○議長（山本留義） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。3番工藤孝夫議員。

（3番 工藤孝夫議員登壇）

○3番（工藤孝夫） 日本共産党の工藤孝夫です。むつ市議会第216回定例会に当たり、通告に基づき一般質問を行います。

最初に、河川行政について伺います。川内川河川は、全国の釣りブックにも紹介されてきた県内有数河川の一つであります。しかし、大正初期、安部城鉱山の操業に伴い、岩谷沢発電所堰堤の建設により成魚の遡上が阻害されてきました。その間の年月は、実に七十数年を経過しています。堰堤が建設される以前は、野平の上流近くまでサクラマスなどが銀鱗を見せていたことを長老の方々から伝え聞かされてきました。あらゆる種類の成魚が豊富に生息した川内川を再び宝庫河川への復活を願い、以来町当局を中心に営林署、電力会社、建設省へと住民とともに粘り強く働きかけて

きました。そうした努力もあって、平成6年、待望であった魚道の完成を見たのであります。町民を初め釣り人客の喜びは想像を超えるものでした。

しかし、数年を経過して異変が指摘されるようになりました。それは、魚道の遡上口から10メートルと離れていない深みのふちにはサクラマスの群影が確認できるのに、魚道には向かわず遡上しないのであります。この原因、起因するものは何なのか。魚道自体に欠陥があるのか、それとも日常的な魚道への川石や砂利の堆積、ごみ、立木の詰まりなのか。いずれにしても、サクラマスなどが大滝を越えて遡上しているものの、さらに魚道を遡上し、発電所堰堤を越えて上流へと遡上していることを確認している町民や旅人、釣り客はありません。県内屈指の遠距離流域を誇る母なる川、川内川を活性化させることは、海も生きることであり、行政の果たす役割は急務であるべきと考えるものであります。

私は、以上のかいつまんだ経過と観点からお尋ねします。

まず第1に、川内川岩谷沢発電所堰堤にある魚道遡上機能は生かされているのかお尋ねします。

第2に、この魚道を生かした水産資源の確保についての所見をお尋ねいたします。

第3に、河川を生かした観光対策についての所見について答弁を求めます。

次に、市道浜通線、むつ市中央公民館から宇田町までの道路及び融雪溝の整備についてであります。申すまでもなくこの路線は、道路が狭隘のうえ、道路の破損が多く、苦情や改善要望の多い路線であります。冬期間になると、ますます狭隘となり、児童・生徒の交通事故や車両事故の心配、そして住民の除雪処理の苦情がさらに2乗されます。場合によっては、救急車両も通行どめになりかねないという実態は、ゆゆしきことと言わざる

を得ません。この市道浜通線については、これまでも先輩同僚議員もただしてきたところであります。私は、そうしたことを鑑みつつ、生活基盤である市道浜通線の道路融雪溝の早期整備推進について、その後の進展状況及び見通しについて伺います。

以上、市長及び理事者の誠意ある答弁を求め、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

河川行政についての1点目、川内川岩谷沢発電所堰堤の魚道遡上機能は生かされているか及び2点目、この魚道を生かした水産資源の確保についての所見並びに3点目、河川を生かした観光対策についての所見についてであります。関連がありますので、一括してお答えいたします。

当該魚道は、発電所の堰堤建設後、約7.6メートルの落差が生じ、ヤマメ、イワナなどの魚が上流へ遡上することが困難となりましたことから、平成5年度に延長100メートル、幅90センチメートルの魚道を設置し、魚が上流に遡上できるように対応したものであります。構造は、水路上の内部に阻流板を設け、また魚の休憩場所となる緩流地を連携することにより、安定した緩やかな水の流れが生まれて魚が遡上できるように工夫されております。遡上機能を維持するためには、魚道の維持管理が必要でありますことから、川内町内水面漁業協同組合に管理を委託し、施設の巡視を月に2回、清掃を年4回、また大雨等による河川の増水時にはその都度清掃を行っているところであります。しかしながら、大雨や増水時には魚道に立木や大量の土砂が流入し堆積することにより、一時的ではあります。魚道としての機能低下が生じているところであります。この際の立木や土

砂の除去は、水量の減少を待ってからの対応となりますことから、清掃に多少時間を費やしている現状にあります。今後とも組合との連携を密にして、清掃回数をふやすなどの検討を加えながら、魚道としての機能維持に努めてまいりたいと考えております。

また、魚道は河川の上下流域への魚の遡上や降海の活動を回復させるものであり、水産資源の確保及び増殖に貢献するものと考えているところであります。

観光対策についてであります。川内川は清流を保ち、自然景観に恵まれた河川でありまして、春の新緑の季節から秋の紅葉の季節まで川内川渓谷や野平周辺に至る溪流沿いは、温泉も含めて川内地区の重要な観光資源となっております。魚道の適正な維持管理により魚影が濃くなり、溪流釣り客がふえ、また川内川渓谷遊歩道を散策の際にヤマメやイワナなどの魚影が見られ、観光客が楽しめるなど、観光対策が図られるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、道路行政についてのご質問にお答えいたします。市道浜通線は、大湊新町3差路から中央公民館前及び大湊小学校下を経由し、宇田町3差路に至る延長3,161メートルの路線であります。工藤議員ご指摘のとおり、この路線は狭隘で老朽化による路面等の傷みも著しいことから、これまで幾度となく維持補修を行っておりますが、多くの市民の皆様から全線にわたる整備が望まれております。大湊新町3差路から中央公民館付近までの区間600メートルにつきましては、平成8年度から平成12年度にかけ融雪溝と舗装整備を実施しており、残る区間につきましても今後同様の整備が必要であるものと認識しております。

当該地区では、現在中央公民館から大湊小学校までの区間において、大湊エココースト事業や坂

道対策事業を実施しておりますことから、これらの進捗状況等を見きわめながら、事業実施に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 再質問させていただきます。

まず、魚道の機能の問題でありますけれども、日常管理の回数をふやして、土砂や立木の撤去に努めていくということによって遡上機能を図りたいという趣旨の答弁だったというふうに思います。その点では、全く答弁の趣旨は私の認識と一致しているというふうに思うのです。

ただ、そういう努力を重ねていっても、なおかつ遡上しないということになりましたら、ならなければいいのですが、そうした場合は、あの魚道そのものの機能が果たしてどうなのかということを含めた研究、それがぜひ必要になるのではないかなというふうな私考えを持っておりますので、その点についての市長の考えをお尋ねしたいと。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 川内川の清流、これは私も何度もお邪魔をさせていただいて、さまざまな場面で視察をさせていただいております。蛍が飛び交う場所、そしてまた11月の末になりますとサケの遡上、かつては、今、やなを張ったりしているところの、採取をしているところだそうだけれども、非常に川面が黒くなるくらいサケが遡上して、何か恐ろしいくらいの非常にサケが遡上している様子、これを伝えられて聞いております。そして、私もそのお話を聞いてから何回もお邪魔しているわけですが、年々サケの遡上が減ってきているというふうなお話を伺っております。そういう意味では、これは単に魚道の問題なのかというふうな思いもいたしております。秋の、冬前のサケの遡上なんかも、かなり減っているようでございますので、これは自然の影響、海水の、

海流の、その影響なのか、そういうふうなこともあろうかと思しますので、この魚道のこの部分、ちょっと時間をおかりして、しばらくこの部分については工藤議員のお話のように、維持管理に相努め、そして環境を整えて、その状況を監察をしていくということにさせていただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） ぜひともそのようによろしくお願ひいたします。

次に、河川を生かした観光対策についての所見について、市長の答弁をいただきましたけれども、余りさらっと進みまして、ちょっと物足りなさを感じておりますので、再度この点についてお聞きいたしたいと思っておりますけれども、川内川の流路延長は31キロだというふう言われております。そのちょうど約3分の1、10キロちょっとあたりで今の堰堤があって、そこから遡上が阻害されているという現状でありますけれども、ちょうど畑地区と本流の野平地区のところ川が分岐されます。昔は、さっき冒頭にも言いましたように、野平の本流、そこまで遡上して、盛んに源流を見据えたというふうなことを聞いておりますけれども、今は湯野川砂防ダムにも魚道が設置されました。これを遡上しているということは確認されています。また、野平の本流のほうでも川内川砂防ダムという大きなダムがあるのでありますが、そこにも堰堤がありまして、これも遡上している。問題は、こここのところで遡上がとまっているというふうなことで、まさにこの魚道そのものがかなめを握っているということなのですから。

これから水かさがだんだん増してきますと、大滝を大きなサクラマスが遡上のためにジャンプします。物すごく見事なものです。見た人もあると思っておりますけれども、ぜひごらんになっていただきたいというふうに思いますが、本当に感動的な

です。

川内川は、ご承知のように何千年も経過した鴈穴群があり、そして先ほど市長も言ったように蜚があり、遊歩道あり、温泉ありというふうにして、薬研溪流に劣らない溪谷だと、私はそう思っているわけですが、これにあらゆる成魚が、豊富な河川だということになってまいりますと、本当に観光釣り客も含めて観光客を呼び込むというふうなことでも非常に伸びていく可能性も大きいものがあるのではないかとこのように思っております。観光には売り込み、呼び込みと、そういうのが統一されて伸びていくものだというふう私認識しておりますけれども、これを河川を生かした観光というものに対するもう少し深く突っ込んだ市長の考察があったら、この際お聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 川内川の清流を生かした観光のあり方、そしてそれについての考察というふうなお尋ねでございましたけれども、先ほどちょっとお話をしましたように、川内川のサケの遡上、まだ私、魚影が濃くなるほど、要するに川面をはねるくらいの遡上は見ただことありませんけれども、ちょうどその時期にいつもどうなっているかなということでお邪魔をしておりますけれども、先ほどお話をしましたように、自然の条件なのか、減ってきているというふうなことは、やはりこれは否定できないものだと思います。そして、遡上したものを捕獲し、そしてふ化していくと、まさしくそこには命の大切さ、命の循環と申しますか、そういうふうなものも社会的な部分での子供たちへの教育、社会教育の場面にも、これつなごうてくるものということで、さまざまそういうふうな視察の機会をふやしているというふうなことも伺っております。

そういう意味からして、川内川の清流、この部

分はしっかりと私どもももっともっと深く認識をして、そして観光に向けた取り組み、この部分が必要であろうと、この認識は変わっておりません。私自身も紅葉の写真を使って、秋には川内川の大滝周辺のカラー名刺を頻繁に使わせていただいております。そういう意味で、少しずつではありますが、私自身もPRに相努めておりますし、非常にいい観光資源だと、このように思いますので、この河川につきましては、川内町内水面漁業協同組合、この堰堤の部分ですけれども、この部分を委託し、清掃を行い、そしてその周辺に魚影が群れるような形でいってもらえるように観察を強めていきたいと、このように思います。

この部分で、非常に大きな観光資源だと私は認識しておりますので、遊歩道も少しく傷んできているところがあるというふう聞いておりますので、一気にとはできませんけれども、安全性を確保し、あの遊歩道を観光客の方々が回遊できるような、この場面もPRに相努めていきたいと、このように思います。

本当に聖なるといいますか、あの川内川の清流、私も非常にあのゆったりとした流れ、そして陸奥湾に注ぎ込み、そして陸奥湾の要するに滋養の部分にもなっているというふうなところ、強く認識をいたしておりますので、将来に向けての観光の部分、そしてまた清流を保つ部分、これに力を注いでいきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） よろしく願いいたします。

道路行政の問題についてお尋ねしたいと思うのですが、答弁にもありましたし、12月の定例議会には同僚議員にも答弁されておりますけれども、地域住民の方々と話し合いながら進めていきたいというふうなことでこれまで来ております。この協議の部分、どういう協議の部分なのか、それから協議が、まさにこれから始まるということなの

か、この点をまずお聞きしておきたいと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまの再質問にお答えいたします。

平成24年度、昨年度ですが、これはエココースト事業にかかわる内容に端を発しまして、概略設計の中で、るるその辺の問題も出していただきながら、現在今年度の測量詳細設計にエココーストは入っておりますが、ここの区間の整備というのは、とりもなおさず狭隘道路の中で工事を進めなければだめだということから、代替路の確保が必要になるというようなことは認識しておりまして、その代替路の一つとしてエココースト事業が、ある完成を見ることがまず一つの方策でもありますし、同時に進めております坂道対策についても、代替路の確保という面からも必要であると。そういう意味で、先ほど市長からもお答えしておりますとおり、その整備が必要不可欠のものというふうには我々は認識しておりまして、その辺の推移を見ながら進めてまいりたいというのがエココースト事業にかかわるワークショップ等でも出された意見に対する回答として我々は申し上げてきております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） いつごろからそれが進まれる見通しなのか。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） エココースト事業は、平成25年度、今年度は測量と詳細設計でございます。平成26年度は財産購入予定で、平成27年度、進入路の一部の工事を終わらせ、平成28年度から平成30年度までの間に本体工事を完了させたいというふう考えております。

同時に進められております坂道対策に関しましても、今年度はちょっと大湊小学校の坂道対策と

いうことで、坂道対策の中であと4カ所残っておりますが、来年度からまた平成29年度までを予定して、その中で坂道対策をしながら、この事業に早く着手できるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本留義） 3番。

○3番（工藤孝夫） 非常にこの路線はこれまでも強い地域の要望となっているわけでありますから、地域住民との協議も進めながら、一日も早く着工していただきたいということを再度私のほうからもお願いを申し上げて質問を終わりたいと思います。

○議長（山本留義） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

ここで、午後1時35分まで暫時休憩いたします。

午後 1時25分 休憩

午後 1時35分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎東 健而議員

○議長（山本留義） 次は、東健而議員の登壇を求めます。9番東健而議員。

（9番 東 健而議員登壇）

○9番（東 健而） 本日の4番手、市誠クラブ、川内町の東健而であります。

合併からことして8年目を迎え、曲がりなりにもようやく全市の一体感が感じられるようになってきたこのごろであります。しかし、雇用や少子高齢化対策のおくれから、旧町村部の衰退が目に見えて感じられるようになってまいりました。子供の声が遠ざかり、活力は薄れ、地方に充満しているどうにもならない閉塞感と焦燥感及び虚脱感が、合併前と比べ驚くほど増大しています。私は、

今まで何とかして人口減少による衰退に歯止めをかけ、それから脱出する方法がないものかというふうに考えて質問をしてまいりましたが、対策はなかなか思うようにいかない状況にあります。

我が国の政治も、声高に対策を叫んではいるのですが、かけ声ばかりで、長期にわたりその展望さえ示されていません。大店法の規制緩和により、無責任な弱肉強食の経済をつくり出したことは、今まで再三指摘してきたとおりであります。あげくの果てに農林漁業者や個人商店などの多くの人々が廃業に追いやられ、働く場所が失われてしまいました。この現象が弱者の生きがいを奪い、安心社会が遠ざかり、行政に依存することだけが横柄に闊歩し、いびつな世界をつくり出しています。

戦後68年が経過し、その間政治は一極集中の政策に甘んじ、地方への振興対策はおろそかにされてまいりました。今の政治も外国にばかり目が向けられ、マネーゲームに振り回され、地方の苦しみを理解しようともせず、我が国の足元がぐらついているのに気づかないのでしょうか。

さて、目の前に視点を移すと、市部でも驚くほど高齢化が進み、空き家が多くなり、子供の数が激減し、将来不安から我が子の定着を求める声が急速に高まっています。未来を担う子供たちの流出で、このままでは本市の将来がありません。市長や行政サイドには、若者たちが自分の生まれ育ったところで安心して暮らせるような対策の実現を目指していただきたい、そして若者たちに夢と希望を与えていただきたい。雇用対策は、焦眉の急であります。

むつ市議会第216回定例会に当たり、今回も私は、微力ではありますが、これらの市民の声を代弁しつつ、提言を交え、3項目の一般質問を行います。

1項目、ジオパーク構想についてであります。

ジオパークは、大地の公園という意味だそうでありますが、本市のホームページを見ますと、ジオパーク構想は2008年から取り組んでいることが書かれています。そのときには、私は議員ではありませんでしたので、正直言葉の意味もはっきりせず、余り関心がなかったのかわかりませんでした。そこで、確認の意味で、この構想について質問させていただきます。

この取り組みは、下北半島の5市町村で構成され、下北総合開発期成同盟会によって提言され研究されてきたそうではありますが、今回5月のマスコミ報道で、大ざっぱな概要について行政側の動きと構想を知りました。このことを議会では知っているのかどうか、過去のことはよくわかりませんが、専門家だけが知っていて、市民にはなじみの薄い言葉で、全く捉えようのない構想だという感じがいたします。まず、ジオパーク構想とは何か、市民の多くがこのエフエムアジュール放送を聞いていることだと思いますので、どのような意義があるのかご説明いただきたいと思います。

2点目、案内者の募集と養成及びその役目についてであります。先月5月9日のことですが、マスコミ報道で、5月10日から地元に限らず広く案内者の募集をして養成するという記事を目にしました。それから1カ月以上がたっています。もう募集が終わったのかどうか、募集はいつまでか、これは素人でも参加できるのか、この募集と案内者の養成について、どこが主体となるのか、応募者は専門的知識を持っていなければならないのか、そして養成はどこでどのように行われるのか、具体的な内容がはっきりわかりません。この構想を実現するために、どのくらいの人材を必要とするのか、年齢制限はあるのかどうか、案内者の役目について、どのようなことをするのかお伺いいたします。

3点目、養成した後の任務と期間及び待遇につ

いてであります。もし募集が終わったならば、応募者がどれくらいあったのか、内定した人があったのかどうか、本市からの応募者はあったかどうか、採用となった場合、どのようなものをアピールし、どれくらいの期間、案内をお願いするつもりなのか。この件について、先入観と先走り感が否めませんが、案内者はボランティアとして扱うのか、雇用につながると考えていいのかどうか、置かれる立場と待遇についてご説明いただきたいと思います。

4点目、認定申請のメリットとデメリットについてであります。日本では、2008年に国内の認定機関としてJGCという日本ジオパーク委員会が発足したそうではありますが、そこで認定された地域でJGN、これは日本ジオパークネットワークというものでございますが、このネットワークが設立され、JGN加盟地域はJGCという国内認定機関の審査を受け、推薦を受けると、JGN世界ジオパークネットワークへの加盟申請を行うことができるということですが、JGCへの申請はどのように行われるのか。本市は、下北半島の指導的立場にあるということですが、この構想のメリットとデメリットについてどのように考えているのかご説明いただきたい。

5点目であります。ジオパークの認定の目的と活動内容についてであります。インターネットで調べたところによりますと、その活動内容は次の3点に要約されるとあります。1、保全、2、教育、3、ジオツーリズム。1点目の保全は、地元の人たちが大地の遺産を守る、2点目、教育は、大地の遺産を教育に役立てる、3点目のジオツーリズムは、大地の遺産を楽しむジオツーリズムを推進し地域の経済を持続的な形で活性化するというものですが、どうも余りにも抽象的で、私たちがふだん暮らしている中で実際に何をやればいいのかということがはっきりわかりません。市民は、

全く雲をつかむような感じがしていると思います。本市では、観光振興にも役立てることも考えているようですが、このほかにどんな利用方法があるのか、市民が協力するにはどのように考えればいいのか、その活動内容についてご説明いただきたいと思います。

また、本市では観光プラットフォームについて計画中と伺いました。ジオパーク構想との関連については、菊池光弘議員も午前中に質問しています。それから、12日の常任委員会でもご説明いただきましたので、この部分は質問は取り下げさせていただきます。

6点目、構想策定の専門家への委託と構成メンバーの選定方法についてであります。この構想は、専門家の意見を参考にしてまとめられるようですが、その他に下北半島の5市町村間の連携をも考えているとも書かれています。他市町村にも専門家がいます。それがどのように扱われるのか、その構成メンバーはどのようにして決められているのか。構想策定について、行政だけの連携を目指すのか、構想を専門家に委託しているのか、市民参加のパブリックコメントを実施する予定はあるのかどうかお伺いいたします。

7点目、資源の掘り起こしと5市町村の連携についてであります。現在洞爺湖や糸魚川、島原半島など、日本でも世界に認められた場所が5カ所あると伺っています。その他に日本でJGC、これは国内認定機関と先ほど申し上げましたけれども、これに認められたものが20カ所あるようですが、これらのジオパークを見ていると、絶景やパノラマを写真にしているところが非常に多く見られます。その他に展示館や科学館、道の駅なども利用されています。下北半島にある資源の活用について、本市のホームページには、掘り起こせばまだまだ多くの資源が眠っていると書かれています。では、その資源の掘り起こし活動はどのよう

に行われているのか、5市町村の連携はスムーズに行われているのでしょうか。

8点目、朝比奈連峰のパノラマ利用についてであります。この構想について取り上げていただけるかどうかはわかりませんが、ジオサイトとして1つ考えていただきたい場所があります。下北半島の中央部には、釜臥山を初め障子山や大尽山、小尽山、円山などの朝比奈連峰が連なっています。釜臥山の頂上からは眼下に芦崎湾が見え、右側には川内などの西通り地区が見えます。天気の良い日には、陸奥湾の全景を見渡すことができます。その向こうには、青森市や野辺地町が見え、右側の遠くには外ヶ浜町や湾港が広がっています。また、下の展望台からは、アゲハチョウとされているむつ市の全景と、遠くには尻屋崎、東通村、大畑町、津軽海峡などのパノラマが見られます。頂上の道路を進んで大尽山、小尽山、円山のほうへ行くと、大間崎だと思いますが、遠望できます。そして、眼下に宇曾利湖と恐山が広がっています。この朝比奈連峰からの壮大なパノラマは、一般の人たちには余り知られていないものであります。下北半島の大地全体を売り込むためには、最高の場所ではないでしょうか。まさに大地の公園にふさわしい場所だと思います。ジオパークの認定を目指すのであれば、ぜひこの場所を資源として組み込んでいただきたい。また、広角カメラを駆使してこれらを撮影し、写真で映像を市民や観光客に提供すれば、真新しい景色に目を奪われると思います。ここから見える手つかずの大自然は半島独特の景観であり、相当な利用価値があると思います。ぜひこれを利用するべきと思いますが、いかがでしょうか。

9点目であります。この部分は、先ほど申し上げました菊池光弘議員と似た質問ですので、取り下げさせていただきますが、ただジオパーク構想と北の防人構想及び観光プラットフォームとのコ

ラボレーションは、本市の究極の観光資源に発展していく可能性があります。一体化し、さまざまなものを想像し、将来構想を策定していただきたいと思います。

次に、2項目めであります国道338号の改修箇所についてであります。今回も、また国道338号の道路問題を取り上げさせていただきました。これは、県の管轄ですが、市民が毎日使用している道路で、大変不便を感じているところでもあります。県で道路を見回っている人がいると思いますが、気づかないのか、何年も前から不平や不満があるところでもあります。地元の人たちから要望で今回取り上げさせていただきましたが、次の3カ所について、少しでも国道を国道らしくしていただくために、対応について伺いたいと思います。

1カ所目、川内町田野沢地区の山側の拡幅と側溝整備についてであります。西通り地区の国道338号の道路は、狭隘箇所が多いことで今までたびたび指摘されてきましたが、まだまだ指摘しておかなければならない場所があります。私は、むつ市議会第210回定例会でも、宿野部の元墓地だったところの道路も、冬期間雪がせり出してきて危険であることを指摘してきたとおりであります。また、道路が1本しかなく、バイパス道路の必要性についても指摘してまいりました。今回は、付近住民からの要望でもあり、今までの部分と多少ニュアンスが違いますが、今回は川内町田野沢地区の山側の道路側面の切り崩しと側溝整備についてであります。この場所は、なぜか側溝にふたがないところが相当長く延びています。ふだんでも大型車や乗用車などが対向車をかわせず、車の車輪が側溝に落ちてたびたび事故が起こっているところでもあります。今のところ幸いに死亡事故はありませんが、この場所は冬になると雪の投げ場がなく、ことしは昨年のように雪が多く降ると雪崩を起こし雪が滑り落ちて道路に食い込んでしま

す。県には、雪が降ると毎日のように朝昼となく、夜も道路事情を把握するため一生懸命対策を講じていただいておりますが、それからはみ出たところでもあります。ふたのない側溝があるため、そこを残して除雪しているようでもあります。そのため、大雪が降ると両側から道路が狭まり、対向車両の通行を待って通行しなければなりません。大変危険箇所であります。私も以前冬の雪道のときですが、この場所で対向車が横滑りをし、激突されたときがありました。坂の上からスピードを出してきた車がカーブを曲がり切れず、真っすぐの道路でハンドルを直そうとした途端にハンドルをとられ、中央からはみ出してきて私の車にぶつかってきたものであります。このときもう少し道路が広ければ防げた事故でありました。また、国道の住民が住んでいる場所の山側の側溝にふたがされていないのは、西通り地区ではこの田野沢地区だけであります。今までなぜ問題にされてこなかったのか不思議であります。至急側溝にふたをして改修していただきたい。

次に、この付近の山側の土どめのコンクリートに亀裂が走り、破損し、鉄筋が突き出ている部分があります。通行中大変危険を感じます。側溝整備と同時に山側の壁を切り崩し、もう少し拡幅整備をしていただきたいと思います。

2カ所目であります国道338号と市道中畑葛沢線が交差している場所の改修についてであります。川内町葛沢橋からむつ市寄りの3差路に入る前の山側の崖の突き出た区間は急カーブになっていて、いつもヒヤリ・ハットが絶えない場所があります。大分前のことですが、ここで死亡事故もありました。今まで小規模ながら、車の接触事故や人身事故もたびたび起こっています。この区間は、桧川地区から川内小・中学校への通学路にもなっていて、歩道のないところを子供たちが歩いて通っています。ふだんでも車がカーブを猛ス

ピードで走り抜ける場所になっていて、子供たちは急ぎ足で小さくなって渡っている場面も見られます。また、冬場には吹雪が頻発し、先が見えない場所でもあり、大変危険な場所でもあります。数年前になりますが、その先の市道の山側の斜面の木を切り倒し、治山工事が行われたところがありました。そのときに、今指摘しているところまで、その工事が延びてくるものだと思っていましたら、それ以後そのままになっていて、さっぱり延長される気配がありません。そこで、この場所までの治山対策がこれ以上できないのかどうか、道路脇の土どめのコンクリートにもひびが入ってきて、耐用年数がとっくに超えていると思います。崩落をする前に対策があつてしかるべきと思います。

また、カーブを描いて突き出ている北側の斜面を切り崩し、見通しをよくしたり、ここに歩道ゾーンをつくるなどの対策ができないものでしょうか。また、その少し先の、今アスパラ館が建っている部分には、私たちの子供のころには、今宿野部で話題になっている米や雑穀をつくるための水車がありました。山側の崖の中段には、今はなくなりましたが、もとの大揚鉱山のほうから引いたコンクリートでできた水路があり、水車を回したり、その先にある水田へ水を供給していました。水路も今は全く使われなくなり、どうなっているかわかりませんが、できましたら、その導水路の部分まで切り崩し、見通しをよくしていただきたいと思います。

それから、この付近ですが、もう一つ提案があります。アスパラ館が建っている海側の国道付近は、もとは杉林で真っ暗でした。その場所は、今は空き地になっていて、夏場は見通しがいいのですが、道路は昔のまま急カーブになっています。ここは、冬になれば空き地に雪が捨てられ、川内川から走ってくる車が全く見えなくなり、大変危

険です。保護者は、冬場の事故から我が子を守るために子供たちを車で送り迎えしています。この問題も、生徒を徒歩で通わせるのではなく、通学バスが通っています。便乗させることができないか、これを過去2回ほど質問したことがありますが、いまだに改善されていません。この場所の山側の市道中畑葛沢線から来る車は、国道前で一旦停止し、左右を確認しますが、冬場は左側から急に車が飛び出してくることもあります。冬場には吹雪のために視界不良になり、前に進めないときもあり全く不便なところでもあります。ここの空き地になっている民有地を少し買収し、道路を拡幅し、ここにも歩道ゾーンをつくり、通学路を確保するなどの対策を講じるべきと考えます。対応についてお伺いいたします。

3カ所目であります。桧川地区の流雪溝整備の現状と見通しについてお尋ねいたします。まず1点目、整備の見通しについてであります。桧川地区の流雪溝の整備がようやく着工になると伺っていますが、いつからかかるのか、何年かかるのか、入札は済んだのか、見通しはどのようになっているのかさっぱりわかりません。最近の豪雪により付近住民の流雪溝に対する期待が相当高まっています。私は、できるだけ早急に工事を進めていただきたいと要望されています。整備の進みぐあい如今どうなっているのかお伺いいたします。

2点目、用地交渉と工事開始期日についてであります。道路を拡幅するために用地交渉をしていると伺っています。現在どの程度進んでいるのか、まだ交渉中なのか、終わったのかどうかわかりません。交渉が終わったら工事がどこからどのように行われるのか、またいつごろから工事にかかるのか、道路はどの程度拡幅されるのか、付近住民は、それを知りたがっています。それと、工事の開始期日の説明をするべきと思います。しかるべき対策を講じていただきたいと思います。

3点目、整備の範囲について。流雪溝整備は、国道沿いを重点地域にするとは伺っていますが、この地区には入り組んだ市道もあります。この区間も流雪溝を整備していただけると伺っていますが、川から西側の海岸寄りの市道と桧川地区公民館のあるところの山側の道路、またその先の道路について、両側か片側か、どの程度整備してもらえるのか、その範囲をお知らせください。

4点目、海岸側にバイパス道路をつけられないかということでもあります。この地区の本町に海水を流すために、川を横断する水管橋と導水管が布設されると伺いました。それをつけるのであれば、ついでに車で通れるような簡易な道路を取りつけていただきたいと思います。脇野沢では、海岸側に道路がついているのを見させていただきましたが、この地区では国道338号とは別に海岸側にもう一本道路がついています。これは、住民ニーズに対応し取りつけられたものだと思いますが、桧川地区の海岸側にもう一本道路がつけられれば、民家の裏側を通過して寺の前に出られます。私は、以前に西通り地区の道路問題の一般質問で桧川の中央で火事が発生して、消防車両が集中したために道路が使えなくなり、脇野沢からの救急車が迂回路もないためにどうにもならず引き返したことを取り上げたことがございました。ご記憶のことと思います。海岸側に道路ができれば、緊急時のバイパス道路としても利用できます。また、漁業従事者や付近住民の利便性が数倍拡大します。地域の活性化にも役立つと思います。このような道路は重点的に整備を進めるべきと思いますが、可能かどうかお伺いいたします。

次に、3項目めです。地方教育の現状と今後の課題についてお伺いいたします。1点目、児童・生徒の減少を教育委員会ではどのように捉えているのか。児童・生徒の減少で、これからの地方教育が消滅しかねない状態が危惧されしま

した。雇用の場が少なく、若者たちの定着が長期間にわたり難しくなっているためでありますが、このままでは地方社会に若者や子供がいなくなる時期が訪れます。学校もさらなる統合が避けられなくなると思います。かつての川内の小学校の統合問題が、大湊、大畑、脇野沢の教育にも投げかけられるようになってまいりました。何もできない、方法がないでは済まされない大変な問題だと思います。行政とともに一丸となってあらゆる対策を講ずる必要に迫られていると思いますが、この避けて通れない問題を市長や教育委員会ではどのように受けとめているのかお伺いいたします。

2点目、脇野沢小・中学校の川内小・中学校への統合問題についてです。上記の質問と重なりますが、脇野沢の父兄から、児童・生徒の数が少なくなって団体活動ができなくなってきている、そのために子供の連帯意識が希薄になって、子供の教育に影響が出ていると伺っています。父兄からは、子供が生まれなため、将来小学校や中学校が脇野沢からなくなるのではないかと心配する意見や、川内との統合を早くしたほうが良いという意見が交錯しているようでもあります。まだまだ将来の話で、先走り感が否めませんが、将来的には川内との統合問題もやぶさかではないと思います。この問題について、教育委員会ではどのように考えているのか、統合はいつごろになると考えているのかお伺いいたします。

3点目、地元の父兄との意見交換会についてです。統合問題について、地元の父兄との意見交換、情報収集について話し合われているのでしょうか。話し合いが行われているとしたら、今後どのように進んでいくと考えているのでしょうか。

4点目、学区の再編問題についてです。一昨年川内町では、小学校の統合校舎が完成し、昨年体育館、ことし給食センターが完成しました。

入学式には、すばらしい環境の中で勉学に励む子供たちの姿に接してきましたが、一抹の不安を覚えてまいりました。川内町の児童・生徒の数も年々減少して、昨年の小学校への入学者数は19人、ことしの小学校への入学者数は、川内町全体で26人となっています。旧町村部では、皆同じだと思いますが、川内は小中一貫教育ですので、生徒の数は比較的多く見えますが、来年はまた少なくなり、年々減少傾向にあると伺っています。この分で少子化が進行すると、保育園や幼稚園などの幼児教育の場が狭まり、やがてそれさえも立ち行かなくなることも予想に難しくありません。脇野沢の子供たちの川内小・中学校への統合問題だけでなく、川内の学校自体もむつ市の小・中学校へ統合しなければならなくなる時が来て、川内や脇野沢の児童・生徒は、大湊や大平のほうへバス通学しなければならなくなることも予想されます。あくまでも将来を想定してのことですが、西通り地区の教育はこれから立ち行かなくなることも考えられます。どうにもならない出来事だと思いますが、これからいろいろな選択肢を考えていかなければなりません。この対策が前提になければならないと思いますが、まず本市の学区の再編について、今どのように考えているのか、今後の見通しをお示しいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 東健而議員のご質問にお答えいたします。通告をいただいたものから壇上で取り下げということが何件かございました。ただ、文脈がありますので、通告に従った順で、通告をいただいた分で答弁を申し上げさせていただきますことをお許しいただきたいと、このように思います。

1 点目のジオパーク構想についてであります

が、ご質問が多岐にわたるため、答弁の順序が前後いたしますことをご了承願いたいと存じます。

まず1つ目、ジオパーク構想とは何か、そしてその意義についてであります。ジオパークとは大地を意味するジオロジーと公園を意味するパークから成り、大地の公園と訳されるものであります。地形や岩石などの地質資源のほか、考古学的、生態学的、文化的に価値のある地域固有の資源を保全し、学校教育や生涯教育の教材として、あるいは体験観光の資源として活用することをあらわす言葉であります。

ここ下北半島には、恐山周辺のカルデラ地形や仏ヶ浦の白緑色凝灰岩、大畑地区のちぢり浜で見られる甌穴群、尻屋崎の付加体堆積物など日本列島の形成過程を知ることができる地質資源のほか、江戸時代の北前船の影響を受けた歴史文化資源や大正初期の当地域の繁栄を支えた安部城鉱山跡などの産業資源、世界最北に生息するニホンザルや動植物の分布境界線であるブラキストン線など、生態学的に価値のある資源などが豊富に存在しております。これらの資源に触れ、学ぶ機会をつくり、下北半島を丸ごと楽しむ活動を行うという新たな切り口で、地元への愛着、いわば下北愛の醸成を図るとともに、ジオパーク活動によって得る専門的知見を観光資源に付加して地域振興につなげていこうというものであります。

次に、4つ目の認定申請のメリットとデメリットについて及び5つ目のジオパークの認定の目的と活動内容についてでございますが、ジオパーク構想の推進については、これから新たなものをつくり上げるのではなく、地域に既にある資源を見詰め直し、保全し、活用するものでありますので、この活動を行うことでのデメリットは生じないものと考えております。

これまで調査研究をしてきた中で、ジオパークの先進地域からは、認定されたことがマスコミ報

道され、地域の知名度がアップしたことでジオパークを目的とした観光客の増加につながったことなどのほか、ジオパークを支えている地域住民や子供たちが、それまで以上に地元へ愛着を持つようになったことが一番のメリットであるという声などを聞いておりますことから、当地におきましても、これらの効果が期待できるものと考えております。

今後予定している当地域でのジオパーク活動といたしましては、各地のジオサイトをめぐるジオツアーや、ジオパーク周知のための講演会開催などのほか、小・中学校などへの出前講座などがありますが、これらに共通する課題として、地元のさまざまな資源を説明できるガイド員が少ないということから、市民の皆様にはガイド員として登録していただくためのジオパークガイド員養成講座やジオツアーへの参加、そしてジオサイトの保全活動などといったジオパークを支える活動へ積極的にご参加いただきたいと考えております。

なお、下北観光協議会で検討中の観光プラットフォームとジオパーク構想については、現段階では直接リンクはいたしません、今後それぞれの取り組みが進むにつれ、観光窓口と観光資源の活用という点で連携が必要となってくるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の9点目、展望台までリフトでつなぐ観光ルートについての提案にお答えいたします。夏場の釜臥山スキー場のリフトを活用し、釜臥山展望台まで延長することにより雄大な大自然を望む観光資源となるのではないかと夢のあるご提案ですが、当該スキー場のリフトについては、午前中菊池光弘議員への答弁と重複いたしますが、鉄道事業法の適用施設であることから、リフト乗車面から地上までの高さ制限があることや、既設のリフトは上りの乗車に限定する構造であることから、下りの乗車を考えた場合は強度を

含めた全体の構造を再度見直ししたうえで相応の改造が必要となるものであります。仮に展望台までリフトを建設するとしても、机上の計測ではありますが、延長は直線で約1,300メートル、高低差が250メートルあり、輸送能力や安全面、建設コスト、維持管理コストなどを考え合わせれば、既存の施設を活用して釜臥山展望台までリフトを延長するご提案は難しいものと考えるところであります。

市といたしましては、現在進めております北の防人大湊地区都市再生整備計画事業が完了し、また下北地域がジオパークに認定された後には、当該地域を周遊していただくよう観光資源としてPRに努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

2つ目の案内者の募集と養成及びその役目について、3つ目の養成した後の任務と期間及び待遇について、6つ目の構想策定の専門家への委託と構成メンバーの選定方法について、7つ目の資源の掘り起こしと5市町村の連携について、8つ目の朝比奈連峰のパノラマ利用については、担当から答弁いたします。

次に、国道338号の改修工事についてのご質問にお答えいたします。1点目の川内町田野沢地区の山側の拡幅と側溝整備についてであります、ご質問の箇所は、田野沢橋から高野川橋までの約780メートルの国道整備と存じます。道路整備につきましては、田野沢地区会より青森県に対しまして、以前から拡幅改良及び歩道整備を強く要望してきたところ、平成22年度に調査費が認められたことから、平成24年度までに測量及び設計が行われ、整備計画の進捗に伴い、地元説明会を開催したところであります。

整備概要につきましては、山側を掘削して車道幅員を2車線の7.5メートルとし、海側には2.5メートルの歩道とあわせて両側の側溝整備を計画し

ております。今後用地の説明会及び用地交渉を経て工事着手と伺っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の国道338号と市道中畑葛沢線が交差している場所の改修についてお答えいたします。当該箇所は、桜川地区から川内小・中学校への通学路、また大湊高校川内校舎への通学路でもありますが、歩道がないことから児童・生徒の安全確保のために以前から青森県に対し整備要望しているところではありますが、いまだ実施されていない状況にあります。市といたしましても、東議員ご指摘のとおり、通学路でありながら、大型車両などの交通量も多く危険な状況であると認識しておりますことから、車両の視界確保も含めて引き続き強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目、桜川地区の流雪溝整備の現状と見直しについてお答えいたします。現在当該地区の流雪溝の整備は、国道につきましては青森県、市道はむつ市がそれぞれ事業主体となって実施する計画であり、国道部分の測量設計につきましては、ほぼ完了しており、また市道につきましても現在測量及び設計作業を行っているところであります。国道につきましては、今年度中に一部着工し、平成29年度供用開始の予定と伺っており、市道についても国道の供用開始に合わせた工事の進め方を考えております。

整備範囲につきましては、葛沢橋付近から市営住宅桜川団地手前までの国道と市道桜川1号線及び5号線であります。このうち市道の融雪溝については、幅員が狭いため片側の整備として計画しております。また、国道桜川橋付近約220メートルにつきましては、道路拡幅工事と重複する部分でありますことから、道路サイドでの用地交渉が行われております。

道路幅員につきましては、片側3メートルを確

保し、山側に歩道を設置するなどの計画を関係者へ説明いたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目の海岸側にバイパス道路をつけられないかについてお答えいたします。流雪溝にかかる桜川橋下流を横断する取水管が取り付けられるのであれば、車両が通行できる道路も取りつけていただきたいとのご質問ですが、今回は地区流雪溝に送水するための水管橋建設でありますことから、バイパス道路橋の構造としての整備は困難であると思われまますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、地方教育の現状と今後の課題につきましてのご質問につきましては、教育委員会からの答弁となります。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 東健而議員の地方教育の現状と今後の課題についてのご質問にお答えします。

まず1点目の児童・生徒の減少を教育委員会ではどのように捉えているかとお尋ねですが、近年の全国的な少子化傾向の中にあつて、議員ご懸念のように、当むつ市においても例外ではない状況にあります。市町村合併以来の児童・生徒数の推移を申し上げますと、平成17年度で小学生4,059人、中学生2,064人であったものが、今年度では小学生3,200人、中学生1,754人にまで減少しております。この減少傾向が大きな要因となつて、平成17年度において小学校22校、中学校10校であったものが、学校統合を経て、現在では小学校13校、中学校9校にまで減少し、各学校の在籍数も減少していることから、学級数の減少や複式学級が増加する傾向にあります。

教育委員会といたしましては、教育の機会均等という考え方から、2学年を1学級で運営する複

式学級を解消したいという思いがあります。また、集団で行う部活動で部員を確保することが困難になってきているという問題も生じてきております。このことから、児童・生徒のためには学校統合ということも一つの選択肢と考えているところではありますが、その一方では従来一つの自治体を形成していた地域において、地域の核とも言える学校がなくなるということや、統合することによって通学に長時間を要することなどの課題が生じてまいります。これら諸事情を勘案したうえで、教育委員会が策定し、平成20年度から実施してきておりますむつ市教育プランでは、市内を9つのブロックに分けて、それぞれのブロック単位で小中一貫教育に取り組んできておりますが、この中で市内西部におきましては、川内中ブロック及び脇野沢中ブロックにより小中一貫教育を推進していることは議員ご承知のとおりであります。

このむつ市教育プランであります。今年度から後期の5カ年に入っており、終期は平成29年度までとしているところであります。したがって、脇野沢地域の教育環境につきましては、脇野沢中学校を核とした連携型での小中一貫教育を継続して進めていくことが小学校から中学校への移行時における学習面の不安や人間関係づくりなどの心理的負担の軽減、いわゆる中1ギャップの解消を図り、児童・生徒がゆとりを持って落ちついた学校生活を送ることができるものと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、脇野沢小学校、中学校の川内への統合について及びこのことに関連して地元父兄との意見交換についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、むつ市教育プランに従い、川内ブロック及び脇野沢ブロックの区割りによる小中一貫教育を推進していくことを先ほど申し上げたところでありますが、議員ご指摘

のように、脇野沢地区においては、少子化傾向が思いのほか進行してきている状況から、保護者の中でも学校を存続すべきかどうかについてはさまざまなご意見があると伺っております。そのような状況の中、平成22年2月、教育委員会として脇野沢小学校の改築計画について地元の保護者の方々にご説明をし、ご意見をいただくための説明会を実施いたしました。しかしながら、小学校の建設についてのみでなく、学校統合とも関連する問題でありますことから、小学校建設、学校統合、ともに合意形成に至らなかったわけであります。その後も教育委員会、脇野沢小学校そして脇野沢中学校の保護者の方々との共通の課題として、児童・生徒にとってよりよい教育環境のあり方を模索してきたところであります。

教育委員会から両校のPTA会長に対しまして、脇野沢地区における今後の教育環境についての意見集約をお願いしておりましたところ、保護者アンケートの実施や協議を重ねていただいた結果として、去る5月20日、脇野沢中学校PTA会長及び脇野沢小学校PTCA会長の連名により脇野沢小学校と脇野沢中学校との併設型による小中一貫教育を望みますとの回答を頂戴いたしましたところであります。なお、PTCAと申しますのは、一般的なPTAに地域会員を含めた組織のことであります。

教育委員会といたしましては、このご意見を重く受けとめ、教育委員会としての方向づけを早期に決定いたしたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、学区の再編成についてのご質問ですが、前段でも申し上げましたように、教育委員会ではむつ市教育プランに従い、市内9つのブロックにおいて、小中一貫教育を推進していくという考え方でありますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 市長答弁に補足いたします。

ジオパーク構想についてのご質問の2つ目と3つ目、案内者の募集と養成及びその役目について、そして養成後の任務と期間及び待遇につきまして一括してお答えいたします。

ジオパーク構想を推し進めていくには、地域の地質等をいろいろな角度から説明する案内者、いわゆるジオパークガイド員が必要不可欠でありますことから、現在募集を行っているところでございます。募集は5月半ばから開始しており、締め切りは特に設けず、また年齢や性別なども関係なく、興味のある方は、いつでも、どなたでも応募することができます。6月10日現在、20名の応募があり、このうち市内在住の方は17名となっております。応募された方には、必要な地質に係る知識のほか、その土地の伝説や伝承、独特の気候風土から発生した生活の知恵などさまざまな知識を学んでいただくためのガイド員養成講座を受講していただくこととなりますが、この養成講座を受講された方を基本的にガイド員として登録するものでございます。登録期間というものも特に設けることはせず、できるだけ長い期間ガイド員として活躍していただきたいと考えております。

養成講座では、地質や伝説などを学ぶための講義、いわゆる座学のほか、現地に赴き直接岩石などを手にとったり、地質を監察したりする巡検などを行う予定としております。ジオパークガイド員には、この養成講座で使用するテキストをマニュアルとして現地を訪れる観光客等に対しガイドするという役割を担っていただくものでございますが、将来的には小・中学校の総合学習等においてジオパークのお話ができる外部講師としての役割も担っていただければと考えております。

ガイド員の待遇ということにつきましては、居

住地やガイド可能な時間帯、それからガイド員お一人お一人の状況が異なることから、これから検討していかなければならないものでありますが、各地の観光地等におきましては、ガイド料として幾らかの料金を徴収しているケースもございますので、それらも含めながら考えてまいりたいと思っております。

次に、下北半島ジオパーク構想推進協議会の構成メンバーについてでございますが、この協議会には下北地域の5市町村長と教育長のほか、下北地域県民局や下北教育事務所、市内に所在する4つの研究機関、国立大学法人弘前大学、青森地方気象台、そして地元で長年地質について研究されております下北自然史研究会など、むつ下北地域の海洋、気象、環境、地質等について専門的知見を有している団体や観光物産関係団体などさまざまな分野の団体にご参画をいただいております。今後におきましては、それぞれの立場からのご意見をいただきながら、推進体制の確立を図ってまいりたいと考えております。

また、ジオパーク構想の実現、これは当地域が日本ジオパークに認定されることでございますが、それにたどり着くためには協議会に参画している研究者や関係団体、行政だけの力でなし得ることは難しく、地域住民の参画と協働が大きな要素となります。このようなことから、住民の方々からのお知恵やご意見、そしてお力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、資源の掘り起こし方法と周辺町村との連携についてでございますが、資源の掘り起こしにつきましては、ガイド員養成講座を行っていく中で、担当講師等から提案されるジオポイントや参加者からの情報提供、各自治体担当者からの聞き取りなどを積み上げることに加え、地域における隠れた言い伝えなどがあれば、それらの収集などにより新たな資源の掘り起こしにつながるものと

考えております。

また、周辺町村との連携につきましても、既に養成講座を開催する会議室の確保や、各町村の町内会レベルまでへの声かけなど連携を図りながら進めているところであり、今後におきましても、さらに連携を密にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、釜臥山を初めとした俗に言う朝比奈連峰をジオサイトに組み込めないかとのことでございますが、現段階におきましても、釜臥山は山頂の溶岩ドームやその植生などからジオサイト候補地の一つと考えております。また、議員お話しの展望台から望む下北半島の壮大なパノラマ風景につきましては、今後どのように活用していくことが可能か研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） 大分時間が迫ってまいりましたので、時間まで何点か再質問させていただきたいと思っております。

まず、このジオパーク構想という構想ですが、今まで聞いたことがないので、どういうふうなものか、いろいろ調べたりしていただきましたけれども、これは素晴らしい構想で、むつ市の観光振興やいろんな雇用対策などにも使えるのではないかなという気持ちがありました。ですので、これからまだ今恐らくこの構想が初歩の段階で、全く固まるとかそういうふうなものまでいっていないと思っておりますけれども、ぜひこれを利用して、本市のより一層の観光振興に役立てていただきたいと思います。

そこで、最後に部長から釜臥山のパノラマを利用するかどうか研究してみたいという話がございました。それで、市長にお伺いしたいと思っておりますけれども、市長は釜臥山の展望台に上がったことはございますでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） お答えをいたします。

毎年最低1回は上っております。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） ありがとうございます。私が聞いたのは、釜臥山の上までは誰でも行けるのですよね、山の道路をずっと登っていけば。けれども、それ以上、その先へ行ったことがあるかどうかということをお聞きしたかったわけです。ということは、その先から、私は以前にずっと先のほうへ行く機会がありまして、その山の上から宇曾利湖と恐山を見たことがあるのですよね、眼下に。その景色がまた素晴らしいものでしたので、この景色を、もし釜臥山へ上がって見たのであれば、まだ見ていないというところもあると思っておりますので、ぜひ見ていただきたいと思っております。

それから、私はこの9番目を削除ということでお話をいたしました。それに合わせて市長から答弁をいただきました。ただ、この部分ですが、質問でも申し上げましたけれども、このジオパーク構想と、それから観光プラットフォームですか、それと北の防人のコラボレーションというものを考えた場合に、本市の素晴らしい壮大な観光地としての資源が一体化するわけですよね。とにかくこういうふうなものを今まで考えたこともございませんでしたので、ぜひこの3点のコラボレーション、これを一体化しながら、下北全域にわたった観光ルートの構築をしていただきたいと思います。この点について、市長はどのように考えているのでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） ジオパークと、それから北の防人、そしてプラットフォーム、この3点のコラボというふうなことでございますけれども、まだそれぞれ独立をした構想でございます。しかしながら、例えばむつ市以外の方々もジオパークで

田野沢海岸の海底林を見たいと、こういうふうなものがプラットフォームに問い合わせが、窓口が一本化になりますので、そうしますと、できたら田野沢海岸をごらんになっていただき、川内庁舎のシェルホールも見ていただき、そして鯛島をごらんいただき、宿泊はここに川内何とか、温泉がついているあのホテル風のそこと。そういうふうな形での連動は当然なされるものでありますので、そのような有機的な結合、このことは考えていかなければいけない懸案事項だと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） ありがとうございます。私は、9点目のこの展望台までのリフト、これも本当は質問したかったわけでありましてけれども、これは予算的にもいろんな問題が絡みますので、これはいろんなもののコラボレーションが完成した暁、またいろんなことを混ぜ合わせながら、軌道に乗った場合、観光客がどんどん、どんどんむつ市に来た場合のことを考えて、その後にもまた再提案してみたいと思います。

それから、このジオパーク構想の考え方でありましてけれども、恐らくこの下北半島のジオパークを取り上げた場合は、世界遺産に匹敵するようなものになる感じがします。できるのであれば、ぜひそれを目指した対応をお願いしておきたいと思っております。

ジオパーク構想は、これ時間もありませんので、終わりますけれども、教育問題については、教育長、父兄の方々とよく相談をしながら進めていただきたいと思っております。

それから、道路問題ですけれども、いいところもありましたけれども、まずいと、やれないような部分もございました。しかしながら、私のいるところの融雪溝は、ことしからかかるということですので、できるだけ住民の意に沿ったような道

路にして、融雪溝にさせていただきたいと思っております。
これで終わります。

○議長（山本留義） これで東健而議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月18日は大瀧次男議員、横垣成年議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時34分 散会